

令和 7 年度

(令和 6 年度実績)

酒田市環境報告書



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

酒田市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ

～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

酒田市

目 次

I. 酒田市の概況

(1) 位置と地勢	1
(2) 気候	1
(3) 人口及び世帯	2
(4) 市域及び面積	2
(5) 産業構造	3

II. 酒田市環境基本計画について（中間見直し版）

(1) 当初計画（第2次）の目的	4
(2) 目指すべき環境像	4
(3) 基本目標	4
(4) 計画の期間	5
(5) 市民、事業者の役割と市の取組	5
(6) 中間見直しの内容について	5
(7) 数値目標の達成状況	6

III. 環境の状況

1. 気候変動に関するデータ

(1) 気温・降水量等の推移	7
(2) 国内の温室効果ガスの排出量	9
(3) 山形県内の温室効果ガスの排出量	11
(4) 酒田市内の温室効果ガスの排出量	12
(5) 酒田市役所の温室効果ガスの排出量	13

2. 資源循環に関するデータ

(1) ごみ処理量の推移	16
(2) 資源回収量の推移	21
(3) ごみ減量化の取組	26
(4) 不法投棄の状況	31
(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	32
(6) 海岸漂着ごみボランティアの状況	34

3. 自然環境に関するデータ

(1) 酒田市の生き物（魚類等生息状況調査）	35
(2) 土地利用状況	38
(3) 鳥海イヌワシみらい館	39
(4) 傷病鳥獣救護	39

4. 大気・水環境に関するデータ	
(1) 大気環境	40
(2) 河川水質	49
(3) 海域水質	53
5. 生活環境に関するデータ	
(1) 公害苦情等	58
(2) 騒音・振動	60
(3) 悪臭	69
(4) 発生源監視	72
(5) 地域の美化活動	73
(6) 大型獣類の状況	74

※令和7年度版より、本編と資料編を統合し作成しています。

I 酒田市の概況

(1) 位置と地勢

酒田市は、山形県の西北部、庄内平野の北部に位置しています。

北は秀峰鳥海山を望み、東は出羽丘陵を背にし、南はほぼ庄内平野の中央に達し、西は日本海に面しています。鳥海山、出羽丘陵から発する日向川や相沢川、そして県内を縦貫する最上川が本市のほぼ中央部を貫き日本海に注いでいます。

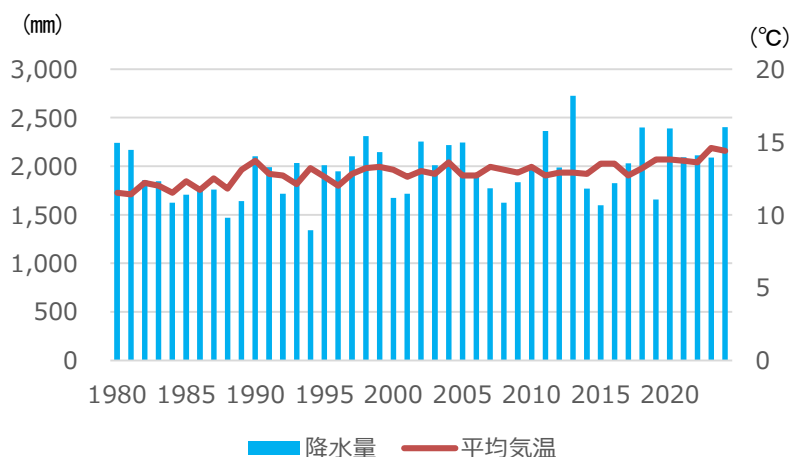
また、酒田沖の北北西 39km には山形県唯一の離島飛島があり、鳥海山とあわせて鳥海国定公園に指定されています。2016（平成 28）年には「鳥海山・飛島ジオパーク」が日本ジオパークに認定されました。



(2) 気候

気候は、海洋性気候であり、夏季は高温多湿、冬季は北西の季節風が強く、庄内地域特有の地吹雪が発生します。山間部は多雪ですが、平野部の積雪量は比較的少なくなっています。

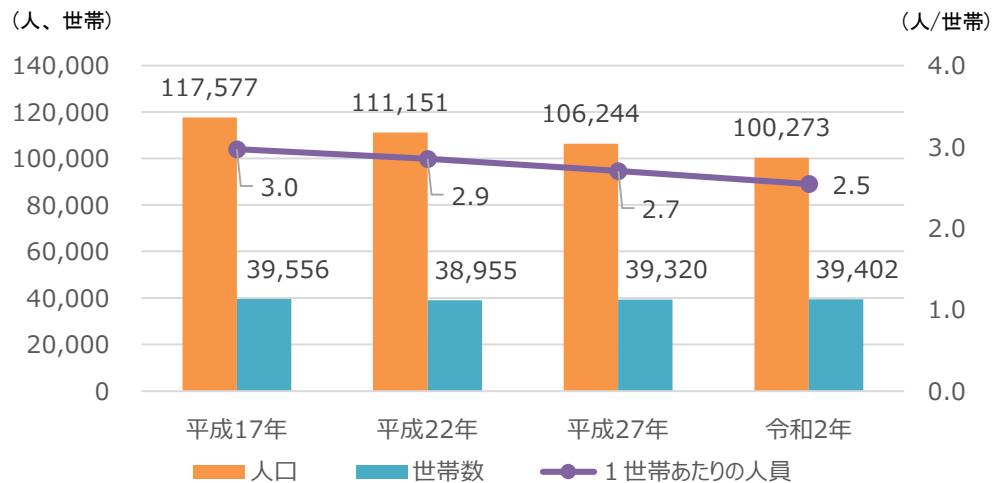
平均気温は 13.0℃（日最高気温 40.1℃、日最低気温 -16.9℃）、年間平均降水量は 1,986.8mm、日照時間の平均は 1,538.8 時間となっています。（1991 年～2020 年の平年値）



（３）人口及び世帯

人口は、2020（令和２）年国勢調査では 100,273 人となっており、2015（平成 27）年の国勢調査と比較すると 5,971 人、約 5.6%の減少となっています。年齢別三階層人口の割合をみると、少子高齢化の進展により、年少人口の構成比率は平成 27 年の 11.5%が令和 2 年には 10.3%と 1.2 ポイント減少しており、老年人口は 32.6%が 36.2%と 3.6 ポイントの増加となっています。

世帯数は、2020（令和２）年国勢調査では 39,402 世帯となっており、2015（平成 27）年国勢調査と比較すると 82 世帯、0.2%の減少とほぼ横ばいで推移しています。



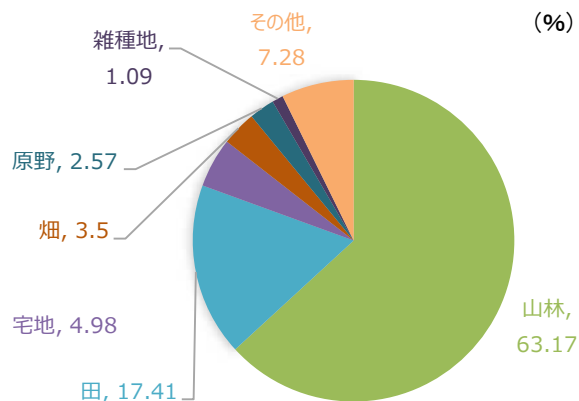
（資料：国勢調査）

（４）市域及び面積

市域は、東西約 54.5（33.7）※km、南北約 48.3（35.5）km あり、面積は 602.98 km²で、山形県内で 2 番目に広さを有しています。

土地の利用状況（令和 6 年 1 月 1 日現在）を見ると、山林が 381 km²で約 63%を占め、農用地（田及び畑）は 126 km²で約 21%、宅地は 30 km²で約 5%となっています。

森林面積が市域の約 7 割を占め、また市街地と近接していることから、市民にとって森林は身近な存在となっています。



（資料：Sakata Data File2025）

※（ ）は飛島を除いた場合

（５）産業構造

2021（令和３）年経済センサス（活動調査）における事業所数は、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業の順となっており、第３次産業が８割以上を占めています。

従業員数は、卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業、医療、福祉の順となっており、第３次産業が約７割を占めています。

2016（平成２８）年経済センサス（活動調査）と比較すると、事業所数・従業員数ともに総数は減少しています。

業種		事業所数（か所）				従業者数（人）			
		平成28年	構成比（%）	令和3年	構成比（%）	平成28年	構成比（%）	令和3年	構成比（%）
全産業（公務を除く）		5,615	100.0	5,253	100.0	48,486	100.0	48,166	100.0
第1次産業 農林漁業		51	0.9	85	1.6	568	1.2	820	1.7
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	4	0.1	13	0.0	26	0.1
	建設業	615	11.0	560	10.7	5,315	11.0	4,878	10.1
	製造業	369	6.6	332	6.3	9,047	18.7	8,878	18.4
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1	15	0.3	364	0.8	321	0.7
	情報通信業	33	0.6	30	0.6	205	0.4	221	0.5
	運輸業、郵便業	120	2.1	109	2.1	2,472	5.1	2,375	4.9
	卸売業、小売業	1,611	28.7	1,394	26.5	9,595	19.8	9,822	20.4
	金融業、保険業	94	1.7	87	1.7	1,001	2.1	907	1.9
	不動産業、物品賃貸業	181	3.2	194	3.7	601	1.2	694	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	202	3.6	191	3.6	846	1.7	819	1.7
	宿泊業、飲食サービス業	680	12.1	605	11.5	3,482	7.2	3,172	6.6
	生活関連サービス・娯楽業	616	11.0	562	10.7	2,204	4.5	1,954	4.1
	教育、学習支援業	132	2.4	135	2.6	840	1.7	979	2.0
	医療、福祉	458	8.2	479	9.1	7,206	14.9	7,276	15.1
	複合サービス事業	62	1.1	56	1.1	742	1.5	630	1.3
	サービス業	381	6.8	415	7.9	3,985	8.2	4,394	9.1

（資料：経済センサスー活動調査）

Ⅱ 酒田市環境基本計画について（中間見直し版）

（１）当初計画（第２次）の目的

酒田市環境基本条例の前文で、「私たちは、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承していく責務があることを深く受け止め、市、市民及び事業者のすべての者の参加と連携の下、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な酒田市の構築」を目指すこととしています。

（２）目指すべき環境像

第２次計画中間見直し版においても、酒田市環境基本条例に掲げられた基本理念を集約した「目指すべき環境像」については、当初計画（第２次）から引き継ぐものとします。

副題については、共通テーマの「全員参加」、さらに全ての環境施策の目的である「持続可能」、自然をはじめとした様々な環境要素との「共生」を踏まえたものとしています。

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ ～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

（３）基本目標

当初計画（第２次）では、第１次計画の現状と課題を踏まえ、５つのテーマについて長期的かつ総合的な基本目標を定めました。中間見直し後も基本目標は継続します。

【共通目標】

「全員参加」

みんなで取り組む

未来につながる環境づくり

（情報提供と環境教育）

１．「身近な環境」に関する目標

安心で快適な美しい地域づくり
（美観保持、騒音悪臭の防止、動物の管理）

２．「資源利用」に関する目標

環境負荷の少ない社会へ
（省資源、循環型社会の形成）

３．「自然環境」に関する目標

自然を守り共に生きる
（豊かな自然の保護と活用）

４．「地球環境」に関する目標

二酸化炭素の発生が少ない生活
（地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進）

（４）計画の期間

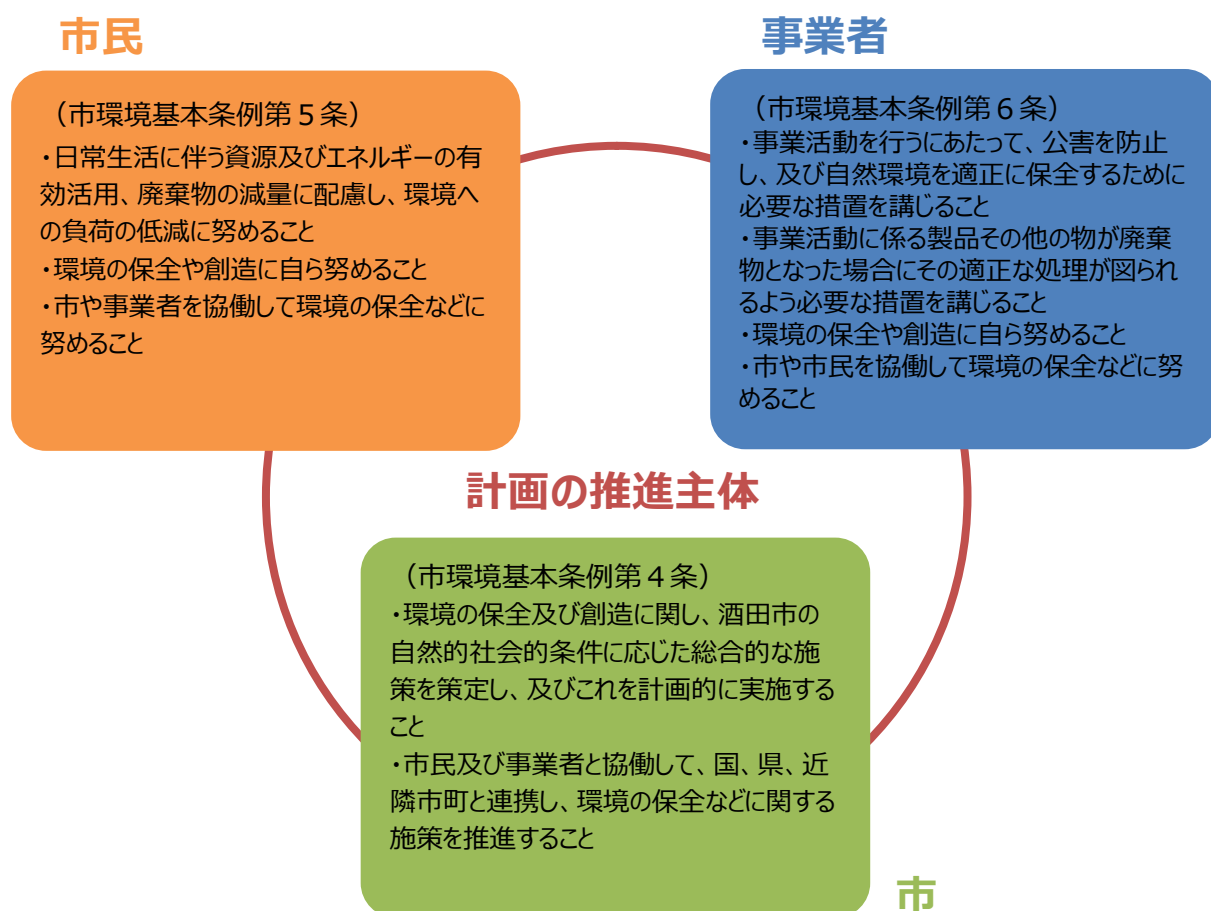
当初計画（第２次）は平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間としますが、策定から 5 年が経過したことから、令和 2 年度に計画の中間見直しを実施しました。

なお、令和 6 年 7 月 25 日からの大雨災害により、第 2 次環境基本計画の見直しを延期したため、計画期間を令和 7 年度まで延長し、計画の期間を 11 年間としました。（令和 6 年 11 月 22 日令和 6 年 12 月定例会民生常任委員協議会報告済）

（５）市民、事業者の役割と市の取組

本計画では、それぞれの基本目標に市民、事業者の役割と市の取組の方針を掲げます。

これは、環境問題が市民の日常生活や事業者の事業活動に大きく関わっていることから、市民や事業者にも一定の取組と努力を求めるものです。



（６）中間見直しの内容について

当初計画（第２次）は、国の第 4 次環境基本計画、県の第 3 次環境計画、及び平成 26 年度当時の酒田市総合計画を参考として策定しました。

中間見直し版については、計画期間中に新たに定められた国の第 5 次環境基本計画、県の第 4 次環境計画、及び平成 30 年度からの酒田市総合計画について取り入れています。

環境を取り巻く現状については大きく変化しているものの、これまでの取組をなくすという考えではなく、中間評価の現状と市民アンケートの結果と環境を取り巻く現状に対応すべく、さ

らに推進する必要があることから、これまでの環境基本計画において進めてきた、環境基本計画の基本目標について引き続き推進するものです。

(7) 評価指標の状況

基本目標	数値目標	計画策定時の現状	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
身近な環境に関する目標	①市に寄せられる苦情件数の減少	H26										
	目標値／平成26年度比 50%減	142件	170件	144件	147件	153件	131件	144件	91件	80件	78件	54件 (▲61.9%)
	②清掃ボランティアなどへの参加経験者数	H26										
	目標値／70%	35.0%	—	—	—	—	32.1%	—	—	—	—	32.9%
	③大気（環境基準の達成）	H25										
	二酸化硫黄 0.04ppm以下	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	二酸化窒素 0.06ppm以下	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	浮遊粒子状物質 0.1mg/m ³ 以下	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	光化学オキシダント 0.06ppm以下	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成
	微小粒子状物質 15μg/m ³ 以下	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	④水質（環境基準の達成）											
	環境基準 (A類型:2mg/L以下、B類型:3mg/L以下)	H25										
	河川(BOD75%値)(A類型:7地点、 B類型:1地点)	達成	達成	達成	達成	達成	達成	未達成(B類型)	達成	達成	達成	達成
	海域(COD75%値)(A類型:2地点、 B類型:3地点) ※R1よりB類型5地点	未達成(A類型)	未達成(A類型)	未達成(A類型)	未達成(A類型)	未達成(A類型)	達成	達成	達成	達成	達成	達成
	⑤騒音（環境基準の達成）											
	環境基準達成(昼夜ともに基準値以下)	H25										
	自動車騒音	100%	97.5%	97.5%	99.3%	99.3%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	99.9%	99.6%
資源利用に関する目標 ※ごみ処理基本計画 (R3.3見直し)より	①1人1日当たり家庭系ごみ排出量	H25										
	目標値／650g以下	723g	720g	717g	714g	696g	688g	682g	664g	657g	618g	625g
	②家庭系・事業系ごみの排出量	H25										
	目標値／33,750t以下	40,281t	39,363t	38,810t	38,730t	38,103t	38,009t	36,596t	35,991t	35,297t	33,191t	34,468t
	③リサイクル率	H25										
	19.5%以上	16.5%	16.1%	15.4%	15.8%	15.6%	15.7%	15.6%	15.9%	16.4%	16.5%	15.0%
	④資源回収による回収量	H25										
	4,840t	4,412t	4,093t	3,913t	3,825t	3,696t	3,529t	3,292t	3,263t	3,513t	3,236t	3,183t
自然環境に関する目標	①自然に関するイベント参加経験	H26										
	市民の20%以上	—	—	—	—	—	21.5%	—	—	—	—	12.9%
地球環境に関する目標	①環境家計簿の取り組み世帯数割合	H26										
	20%以上	12.6%	—	—	—	—	12.3%	—	—	—	—	4.6%
	②省エネや節電に常に取り組む世帯割合	H26										
	90%以上	72.1%	—	—	—	—	64.0%	—	—	—	—	86.3%

Ⅲ 環境の状況

１．気候変動に関するデータ

近年の酒田市における気象データと気候変動に影響を与える温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出量に関するデータとなります。

温室効果ガス排出量については、国内、山形県内、酒田市内、酒田市の事務事業の区分で取りまとめています。

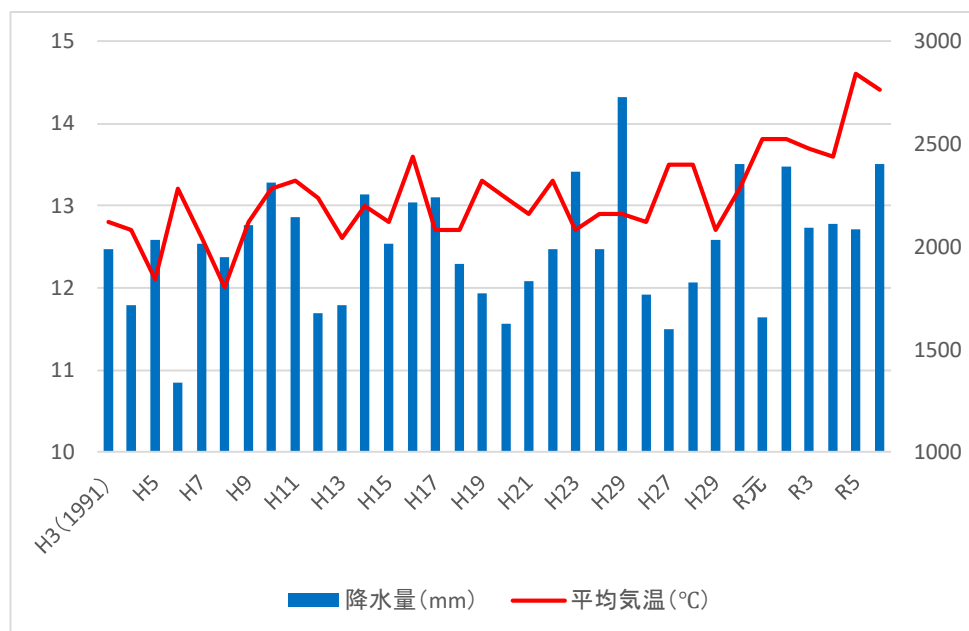
（１）気温・降水量等の推移【酒田測候所】

年度	平均気温（℃）	降水量（mm）	平均湿度（％）	平均風速 （m/s）	日照時間 （hr）
H3（1991）	12.8	1990.0	73	4.4	1510.0
H4	12.7	1715.0	73	4.3	1552.6
H5	12.1	2033.5	72	4.6	1347.4
H6	13.2	1340.0	72	4.3	1707.8
H7	12.6	2011.5	73	4.3	1353.9
H8	12.0	1947.0	72	4.3	1519.1
H9	12.8	2102.5	72	4.2	1496.6
H10	13.2	2311.5	74	4.3	1396.7
H11	13.3	2146.0	73	4.4	1541.6
H12	13.1	1674.5	71	4.5	1518.8
H13	12.6	1718.0	70	4.5	1561.9
H14	13.0	2253.5	74	4.3	1521.1
H15	12.8	2011.5	74	4.3	1430.2
H16	13.6	2217.0	72	4.5	1549.7
H17	12.7	2243.5	72	4.5	1475.5
H18	12.7	1914.5	73	4.3	1411.2
H19	13.3	1774.0	72	4.1	1579.6
H20	13.1	1624.5	71	4.1	1599.0
H21	12.9	1835.5	72	4.1	1525.0
H22	13.3	1987.5	73	4.1	1364.9
H23	12.7	2362.0	73	3.9	1495.4
H24	12.9	1988.5	73	4.4	1667.5
H29	12.9	2727.0	74	4.3	1444.6
H26	12.8	1770.5	72	4.4	1656.7
H27	13.5	1598.5	71	4.3	1719.4
H28	13.5	1826.5	71	4.2	1647.8
H29	12.7	2030.5	72	4.3	1528.7

H30	13.2	2400.5	71	4.2	1544.2
R 元	13.8	1657.5	67	4.3	1777.3
R2 (2020)	13.8	2391.0	70	4.2	1546.0
R3	13.7	2093.0	69	4.3	1784.9
R4	13.6	2113.5	69	4.2	1657.0
R5	14.6	2088.0	68	4.0	1877.9
R6	14.4	2404.0	69	4.0	1636.4
平年値 (1991～2020)	13.0	1986.8	72	4.3	1538.8

図 1-1 平均気温、年間降水量

(単位：℃、mm)



【2024（令和6）年の日本の天候の特徴】

年平均気温は全国的にかなり高く、特に東・西日本と沖縄・奄美で記録的な高温となった。

北日本日本海側と北日本太平洋側はかなりの多照、東日本日本海側、東日本太平洋側、沖縄・奄美はかなりの多雨となった。東・西日本と沖縄・奄美を中心に前線や台風等の影響を受けやすい時期があったため、年降水量は東日本日本海側、東日本太平洋側、沖縄・奄美でかなり多かった。

出典：2024 年（令和 6 年）の天候のまとめ（速報）（気象庁）抜粋

(2) 国内の温室効果ガスの排出量（電気・熱配分後）

単位：百万 t-CO₂

年度	エネルギー 一転換	産業	運輸	業務 その他	家庭	工業 プロセス	廃棄物	その他	合計
H2 (1990)	96.6	505.1	208.4	131.3	126.2	65.2	21.2	6.4	1160.3
H3	95.4	498.3	220.4	135.2	128.4	66.5	21.4	6.2	1171.9
H4	94.1	490.2	227.1	139.9	134.6	66.5	22.4	5.8	1180.5
H5	94.3	477.5	230.5	144.0	134.7	65.2	22.3	5.6	1174.1
H6	94.0	495.1	240.2	158.7	142.9	66.9	24.7	5.4	1227.9
H7	92.5	491.5	249.2	163.7	145.2	67.2	25.7	5.6	1240.6
H8	92.8	495.6	255.8	161.7	147.6	67.8	26.4	5.7	1253.4
H9	94.9	485.5	257.3	166.2	143.2	65.3	27.6	5.5	1245.5
H10	87.7	455.3	255.1	173.7	141.5	59.2	28.0	5.1	1205.5
H11	91.2	466.2	259.4	184.0	148.7	59.6	28.1	5.2	1242.3
H12	90.3	478.9	258.8	190.4	152.0	60.1	28.8	5.2	1264.4
H13	87.8	466.7	262.8	190.4	149.6	58.9	28.8	4.7	1249.7
H14	94.3	475.2	259.6	200.6	159.3	56.5	29.0	4.5	1279.0
H15	95.7	477.1	256.0	207.5	161.0	55.9	29.7	4.3	1287.3
H16	96.1	472.5	249.8	213.6	161.4	55.9	29.0	4.1	1282.5
H17	99.0	469.9	244.4	221.8	165.4	57.0	28.1	4.0	1289.7
H18	98.2	463.5	241.5	218.3	157.2	57.3	26.7	4.0	1266.6
H19	104.1	474.7	239.4	227.4	168.9	56.5	27.1	4.0	1302.0
H20	100.1	430.6	231.7	220.9	163.7	52.1	28.8	3.5	1231.4
H21	98.9	404.5	228.0	196.3	159.6	46.7	25.6	3.2	1162.8
H22	99.9	432.2	228.8	200.1	176.0	47.8	25.7	3.1	1213.5
H23	101.7	447.9	225.2	224.8	188.4	47.5	25.0	3.0	1263.5
H24	104.7	458.9	227.0	228.6	208.1	47.7	26.4	3.0	1304.4
H25	103.6	463.3	224.2	234.8	209.5	49.4	26.3	3.0	1314.2
H26	97.7	445.7	218.9	225.1	197.8	48.9	25.5	2.9	1262.5
H27	94.2	430.8	217.4	216.8	186.5	47.6	26.1	2.7	1222.2
H28	98.2	420.2	215.4	211.7	180.7	47.2	26.1	2.7	1202.1
H29	92.3	412.4	213.3	206.8	184.7	47.9	26.6	2.6	1186.5
H30	90.0	403.8	210.2	199.7	160.3	47.2	27.0	2.4	1140.6
R 元	86.5	388.7	205.9	190.3	157.3	45.6	27.6	2.3	1104.1
R2	79.6	356.9	183.4	180.2	167.9	42.6	26.3	2.3	1039.2
R3	82.1	374.0	184.8	185.7	160.4	44.1	27.1	2.2	1060.3
R4	81.8	353.5	191.5	176.1	158.1	41.1	27.3	2.1	1031.5
R5	79.6	339.5	190.1	165.1	147.3	38.6	26.4	2.1	988.7

図 1-2 国内温室効果ガス（CO₂）の部門別排出量（電気・熱配分後）の推移



出典：2023 年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について（環境省）

【2023（令和 5）年度の状況】

国内の温室効果ガス排出量は 998.7 百万 t-CO₂、基準年度（2013（平成 25）年度）比 325.5 百万 t-CO₂、24.8%の減少となっています。部門別に見ると、産業部門は基準年度比 123.8 百万 t-CO₂、26.7%の減少、運輸部門は 34.1 百万 t-CO₂、15.2%の減少、業務その他部門は 69.7 百万 t-CO₂、29.7%の減少、家庭部門は 62.2 百万 t-CO₂、29.7%の減少となっています。

エネルギー起源 CO₂ 排出量は全ての部門で前年度（2022 年度）から減少しています。

「電気・熱配分」とは

直接排出量は、製油所、発電所等における石油製品製造や発電に伴う排出量を「エネルギー転換部門」からの排出として計算したものです。一方で、間接排出量とは、その排出量を最終需要部門の消費量に応じて配分して計算したものです。

日本の部門別 CO₂ 排出量については、「総合エネルギー統計」に準じて、化石燃料の燃焼による CO₂ 排出量を部門（あるいはさらにその細分類）ごとに示しています。

【電気・熱配分前排出量】と【電気・熱配分後排出量】の二通りの値があり、両者の違いは、発電や熱の生産のための化石燃料の燃焼による排出量を、どの部門に配分するか、という点にあります。

【電気・熱配分後排出量】は、発電や熱の生産に伴う排出量を、電力や熱の消費量に応じて各部門に配分した後の値です。

出典：デコ活サイト よくある質問（全国地球温暖化防止活動センター）

（３）山形県内の温室効果ガスの排出量

単位：千 t-CO₂

部門		H25（基準）	H26	H27	H28	H29	H30
二酸化炭素	エネルギー転換部門	279	256	271	272	269	273
	産業部門	2,661	2,578	2,386	2,494	2,459	2,433
	民生家庭部門	2,022	1,950	1,852	1,798	1,848	1,758
	民生業務部門	1,654	1,599	1,512	1,515	1,496	1,464
	運輸部門	2,258	2,296	2,208	2,188	2,176	2,163
	廃棄物部門	219	230	276	271	268	275
	二酸化炭素合計	9,094	8,909	8,505	8,538	8,516	8,366
他 6 ガス		1,013	1,019	1,013	1,082	1,106	1,102
合計		10,108	9,929	9,518	9,619	9,623	9,468
部門		R 元	R2	R3	R4		H25 比
二酸化炭素	エネルギー転換部門	276	244	280	241		-13.7%
	産業部門	2,338	2,289	2,356	2,082		-21.8%
	民生家庭部門	1,787	1,570	1,621	1,484		-26.6%
	民生業務部門	1,452	1,317	1,396	1,295		-21.7%
	運輸部門	2,077	1,877	1,848	1,860		-17.6%
	廃棄物部門	291	289	281	284		29.6%
	二酸化炭素合計	8,222	7,587	7,782	7,246		-20.3%
他 6 ガス		1,195	1,250	1,260	1,223		
合計		9,418	8,835	9,042	8,469		-16.2%

出典：山形県

※１ 端数処理の都合上、各数字と合計値が一致しない場合がある。

※２ エネルギー転換部門（電気事業、ガス事業）、産業部門（製造業、鉱業・建設業、農林水産業）、民生家庭部門（住宅）、民生業務部門（商業施設、官公庁など）、運輸部門（自動車、鉄道、船舶、航空）、廃棄物部門（一般廃棄物、産業廃棄物）、他 6 ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）

※３ 三フッ化窒素は、山形県地球温暖化対策実行計画の中間見直し（H29 年 3 月）に合わせ、温室効果ガスの対象に追加

【2022（令和 4）年度の状況】

山形県内の温室効果ガス排出量は 8,469 千 t-CO₂、基準年度（2013（平成 25）年度）比 1,639 千 t-CO₂、16.2%の減少となっています。主な減少要因としては、産業・民生部門においては電力消費量の減少及び電力の排出係数の改善（前年度比－3.8%）、運輸部門においては次世代自動車保有割合の増加（基準年度比＋17.8%）等が挙げられます。

温室効果ガス全体の排出量は減少傾向で推移しており、2022（令和 4）年度は前年度と比較して減少しています。

なお、県内の 2022（令和 4）年度における二酸化炭素排出量の内訳は、製造業 24.1%、自動車 25.1%、家庭 20.5%、業務 17.9%となっており、4 部門で全体の約 9 割を占めています。

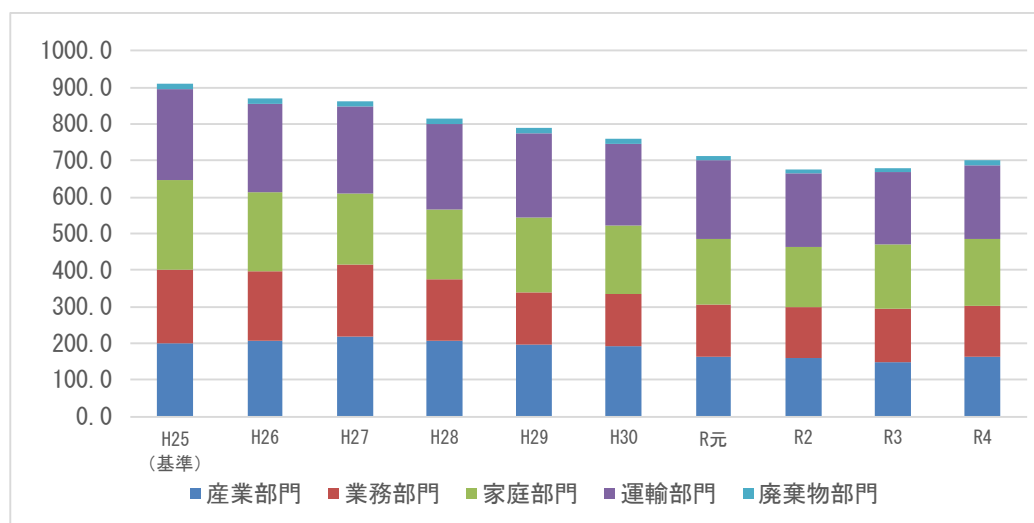
(4) 酒田市内の温室効果ガスの排出量

単位：千 t-CO₂

	H25（基準）	H26	H27	H28	H29	H30
産業部門	200.2	207.2	219.4	207.3	194.8	190.6
業務部門	200.6	191.2	195.7	166.6	143.9	145.4
家庭部門	246.6	215.6	193.7	192.7	204.7	184.3
運輸部門	248.1	241.1	237.5	233.9	231.2	225.6
廃棄物部門	15.4	14.4	14.9	12.6	15.0	12.5
合計	910.8	869.5	861.2	813.2	789.5	758.4
	R 元	R2	R3	R4	H25 比	
産業部門	163.4	159.9	147.2	163.3	-18.4%	
業務部門	142.5	138.6	145.8	139.3	-30.6%	
家庭部門	177.6	166.1	176.7	183.3	-25.7%	
運輸部門	218.6	198.6	197.4	199.8	-19.5%	
廃棄物部門	10.6	10.7	10.5	15.5	0.6%	
合計	712.7	673.9	677.6	701.2	-23.0%	

図 1-3 酒田市内の温室効果ガスの排出量の推移

(単位：千 t-CO₂)



【2022（令和4）年度の状況】

酒田市内の温室効果ガス排出量は 701.2 千 t-CO₂、基準年度（2013（平成 25）年度）比 209.5 千 t-CO₂、23.0%の減少となっています。

温室効果ガス全体の排出量は減少傾向で推移していますが、2022（令和4）年度は前年度と比較して増加しています。

（５）酒田市役所の温室効果ガスの排出量

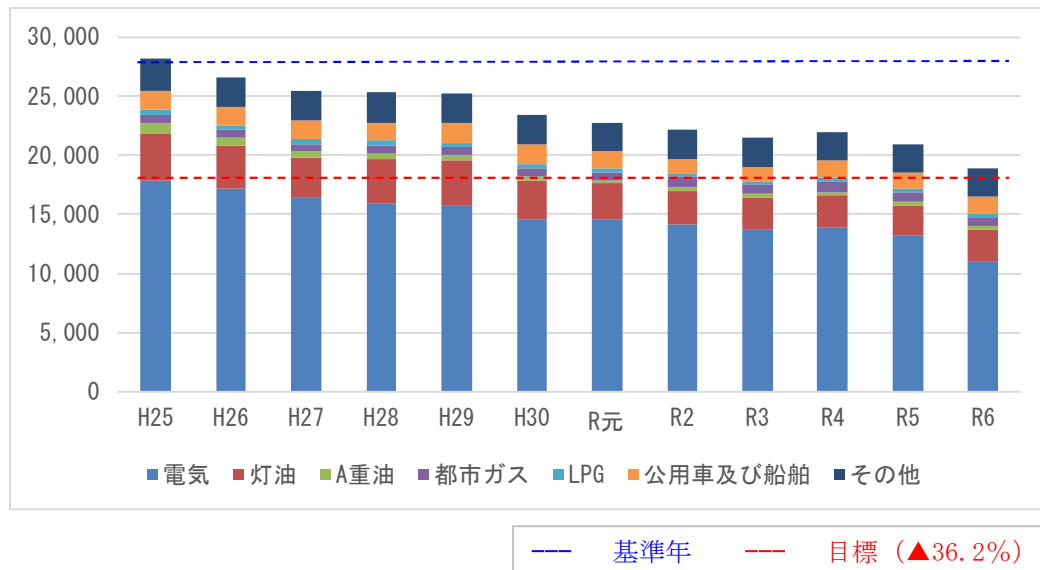
①市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況

単位：t-CO₂

算定事項	H25 (基準)	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	H25 比 [%]
電気	17,859.0	16,412.5	15,973.5	15,694.7	14,609.3	14,538.7	14,138.0	13,659.1	13,913.0	13,238.7	10,946.2	-38.7
灯油	3,935.6	3,352.0	3,655.0	3,823.6	3,312.6	3,079.6	2,844.6	2,746.9	2,712.0	2,496.9	2,722.6	-30.8
A 重油 (船舶除く)	971.2	567.7	502.0	458.0	313.0	266.1	322.9	278.4	262.2	297.5	392.6	-59.6
都市ガス	644.5	641.8	701.9	730.6	680.8	709.8	866.1	815.3	856.0	796.4	662.4	2.8
LPG	397.3	359.9	402.4	384.4	335.9	305.3	259.9	305.6	312.5	362.6	337.9	-15.0
公用車 及び船舶	1,664.0	1,584.5	1,553.8	1,605.0	1,643.3	1,497.5	1,229.7	1,232.6	1,460.0	1,407.8	1,402.3	-15.7
その他	2,669.7	2,500.1	2,528.7	2,514.7	2,488.4	2,380.4	2,480.4	2,443.5	2,386.6	2,358.4	2,407.2	-9.8
総排出量	28,141.3	25,418.5	25,317.2	25,232.3	23,387.9	22,778.9	22,144.3	21,481.5	21,902.3	20,958.1	18,871.2	-32.9

図 1-4 温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)



【2024（令和 6）年度の状況】

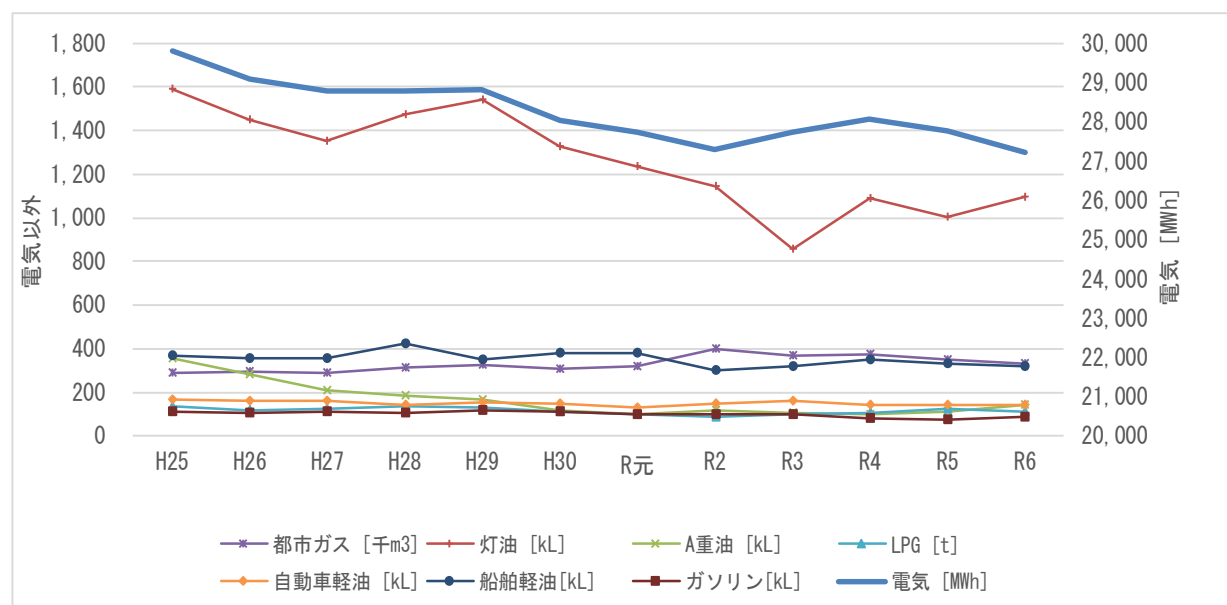
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は 18,871.2t-CO₂、基準年度（2013（平成 25）年度）比 9,270.1t-CO₂、32.9%の減少となっています。

発生源別では、電気の使用に伴うものが全体の約 58.0%を占め、次いで灯油、公用車及び船舶の燃料の順になっています。

②酒田市役所の燃料等使用量

	H25 (基準)	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	H25 比[%]
電気 [MWh]	29,815	28,784	28,793	28,806	28,041	27,739	27,279	27,734	28,055	27,754	27,229	-8.7
灯油 [kL]	1,591	1,352	1,474	1,544	1,330	1,237	1,142	857	1,089	1,003	1,094	-31.2
A重油 [kL]	358	209	185	169	115	98	119	103	97	110	145	-59.5
都市ガス [千m³]	289	288	315	328	305	318	397	366	373	347	334	15.6
LPG [t]	134	121	135	128	112	101	86	99	104	121	113	-15.7
軽油 [kL]	168	159	140	156	147	132	146	161	141	142	144	-14.3
船舶軽 油[kL]	367	354	424	348	380	380	299	320	348	334	322	-12.3
ガソリン [kL]	112	113	106	116	110	102	102	97	80	76	85	-24.1
水道使用量 [千m³]	303	276	263	249	275	240	202	232	161	216	212	-30.0

図 1-5 燃料等使用量の推移



【2024（令和6）年度の状況】

市の燃料等使用量については、平成25年度比、A重油 213kL、59.5%、灯油 497kL、31.2%、ガソリン 27kL、24.1%の減少となっており、都市ガス使用量を除く項目で減少しています。

2. 資源循環に関するデータ

ごみの処理量の推移や資源物の回収状況、ごみ減量化の取組、不法投棄、し尿及び浄化槽汚泥の処理、海洋漂着ごみに関するデータとなります。

下表のごみの分別区分、排出方法によりデータを取りまとめています。

表 2-1 ごみの分別の区分

可燃ごみ	厨芥類、繊維類（古布等）、木・竹類、プラスチック・ビニール類、ゴム・革類、飲料用びんの金属性キャップ（H19.2～回収）
不燃ごみ	資源物・・・びん・缶類、金属類 ペットボトル・・・ペットボトル（飲料・しょう油） 埋立物・・・ガラス・陶器類、灰・砂類
粗大ごみ	家電製品（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機及びパソコンを除く）、家具類、自転車、ふとん等
紙類資源	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙製容器（紙パック）、雑紙
廃食用油	廃食用油（H19.7～回収）
使用済小型家電	使用済小型家電・指定回収品目（H28.1～イベント回収）
自己処理物	適正処理困難物（タイヤ・消火器等）

表 2-2 ごみの排出方法

家庭系ごみ	可燃ごみ、資源物、ペットボトル、埋立物（指定ごみ袋） 粗大ごみ（本人立会い・外へ搬出） 紙類資源（ひもで縛る） 廃食用油（2ℓまでのペットボトルか食用油が入っていた容器） 使用済小型家電（指定なし）
事業系ごみ	事業者自らの搬入または許可業者によって、指定された処理施設に搬入 排出の形態は家庭系ごみに準ずる

表 2-3 家庭系ごみの収集・処理方法

収集方法	集積所（ごみステーション）方式で、指定された日の午前8時までに集積所に出されたごみを市の委託事業者が収集する。（可燃ごみ、資源物、ペットボトル、埋立物が対象）	
処理方法 （持ち込み先）	ごみ処理施設（広栄町）	可燃ごみ、粗大ごみ
	リサイクルセンター（北沢）	資源物、ペットボトル、埋立物
	資源ステーション（市内各所）	紙類資源（八幡：びん、缶回収）

（１）ごみ処理量の推移

①排出別ごみ処理量の推移

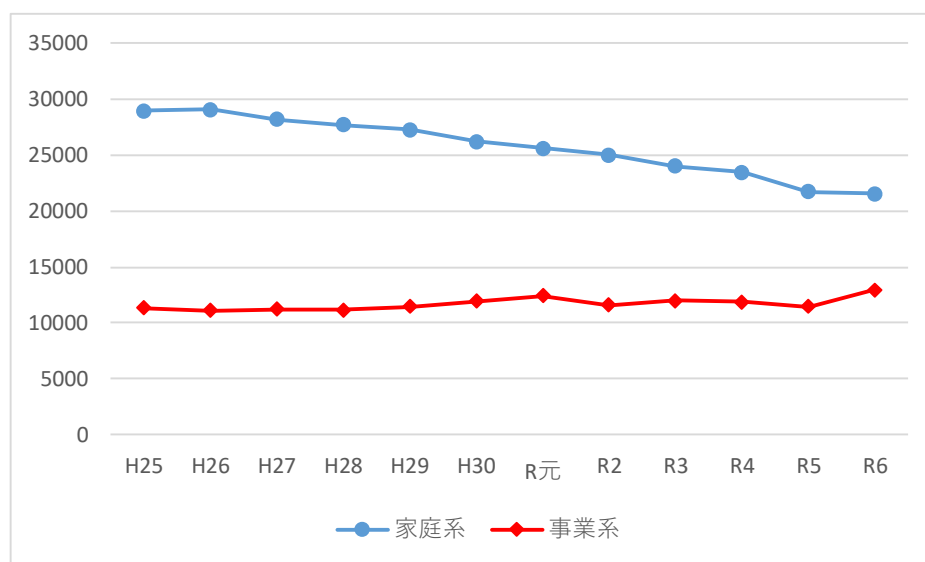
単位：t

年度	家庭系		事業系		合計	
	実績	比較	実績	比較	実績	比較
H25	28,935	-628	11,346	273	40,281	-355
H26	29,069	134	11,096	-250	40,165	-116
H27	28,167	-902	11,196	100	39,363	-802
H28	27,675	-492	11,134	-62	38,810	-553
H29	27,264	-411	11,466	332	38,730	-80
H30	26,194	-1,070	11,909	443	38,103	-627
R 元	25,583	-611	12,426	517	38,009	-94
R2	25,009	-574	11,587	-839	36,596	-1,413
R3	23,990	-1,019	12,000	413	35,991	-605
R4	23,437	-553	11,861	-139	35,297	-694
R5	21,749	-1,688	11,443	-418	33,191	-2,106
R6	21,512	-237	12,956	1,513	34,468	1,277

※端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

図 2-1 排出別ごみ処理量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

家庭系ごみ排出量については21,512 t、前年度比237 t、1.1%の減少となっている一方、事業系ごみ排出量については12,956 t、前年度比1,513 t、13.2%の増加となっています。

事業系ごみ排出量が増加した要因としては、令和6年7月25日からの大雨災害に伴い災害廃棄物が大量に発生したことなどが推測されます。

②種類別ごみ処理量の推移

単位：t

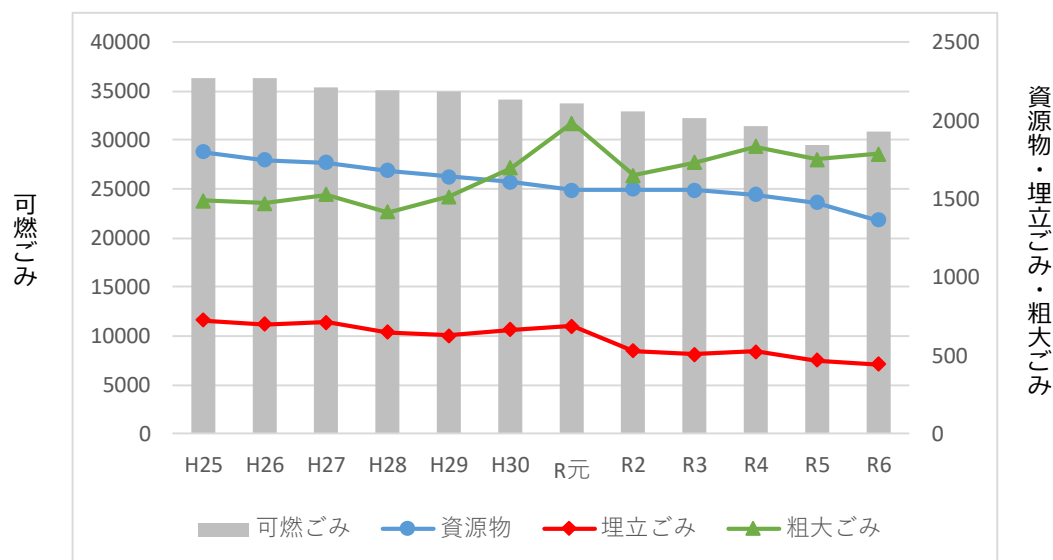
年度	可燃ごみ		資源物		埋立ごみ		粗大ごみ		水銀ごみ		合計	
	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較
H25	36,272	-477	1,798	-14	725	-18	1,486	153	—	—	40,281	-355
H26	36,249	-23	1,748	-50	697	-28	1,471	-15	—	—	40,165	-116
H27	35,395	-854	1,732	-16	713	16	1,524	53	—	—	39,363	-802
H28	35,064	-331	1,681	-51	647	-66	1,417	-107	—	—	38,810	-553
H29	34,952	-112	1,641	-40	626	-21	1,511	94	—	—	38,730	-80
H30	34,134	-818	1,608	-33	666	40	1,695	184	—	—	38,103	-627
R 元	33,786	-348	1,556	-52	684	18	1,982	287	—	—	38,009	-94
R2	32,841	-945	1,558	2	528	-156	1,648	-334	21	—	36,596	-1,413
R3	32,166	-675	1,556	-2	507	-21	1,732	84	29	8	35,991	-605
R4	31,382	-784	1,527	-29	525	18	1,832	100	31	2	35,297	-694
R5	29,465	-1,917	1,474	-53	470	-55	1,751	-81	30	-1	33,191	-2,106
R6	30,844	1,378	1,365	-109	445	-25	1,785	34	29	-1	34,468	1,277

※1 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

※2 令和2年度より水銀使用廃製品の分別回収を開始。

図 2-2 種類別ごみ処理量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

可燃ごみは30,844t、前年度比1,378t、4.6%、粗大ごみは1,785t、前年度比34t、1.9%の増加となっています。資源物、埋立ごみ、水銀ごみについては前年度比で減少となっています。

③ 1人1日当たりの排出量

単位：g

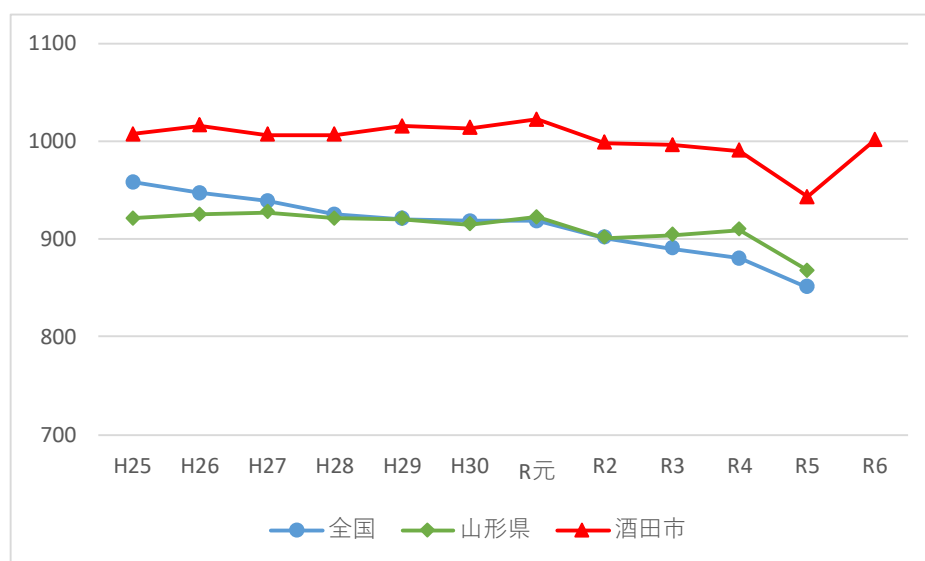
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
全国	958	947	939	925	920	918	918	901	890	880	851	—
山形県	921	925	927	921	920	915	922	901	904	909	868	—
酒田市	1,007	1,016	1,006	1,015	1,015	1,013	1,022	998	996	990	943	1,001

※1 1人1日当たりの排出量＝総ごみ量÷酒田市人口（9月末）÷年間日数（365日または366日）

※2 全国、山形県の数値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」の「1人1日当たりの排出量（合計）」による。

図 2-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移（全国、山形県、酒田市）

（単位：g）



（参考）1人1日当たり家庭系ごみ排出量

単位：g

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
全国	678	668	660	646	641	638	639	649	636	620	592	—
山形県	658	658	655	649	645	641	649	645	642	646	608	—
酒田市①	838	844	655	818	814	794	782	771	753	744	704	—
酒田市②	723	735	720	717	714	696	688	682	664	657	618	625

※1 全国、山形県、酒田市①の数値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」の「1人1日当たりの排出量（生活系ごみ）」による。

※2 酒田市②の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量＝各家庭から出る家庭系ごみ量÷酒田市人口（9月末）÷年間日数（365日または366日）

【2024（令和6）年度の状況】

近年横ばい傾向になっていますが、全国及び県平均よりは依然として多い状況が続いています。

なお、2023（令和5）年度は減少しましたが、2024（令和6）年度は、7月25日からの大雨災害に伴う災害廃棄物（事業系ごみ扱い）が発生したため増加となっています。

④リサイクル率

単位：％

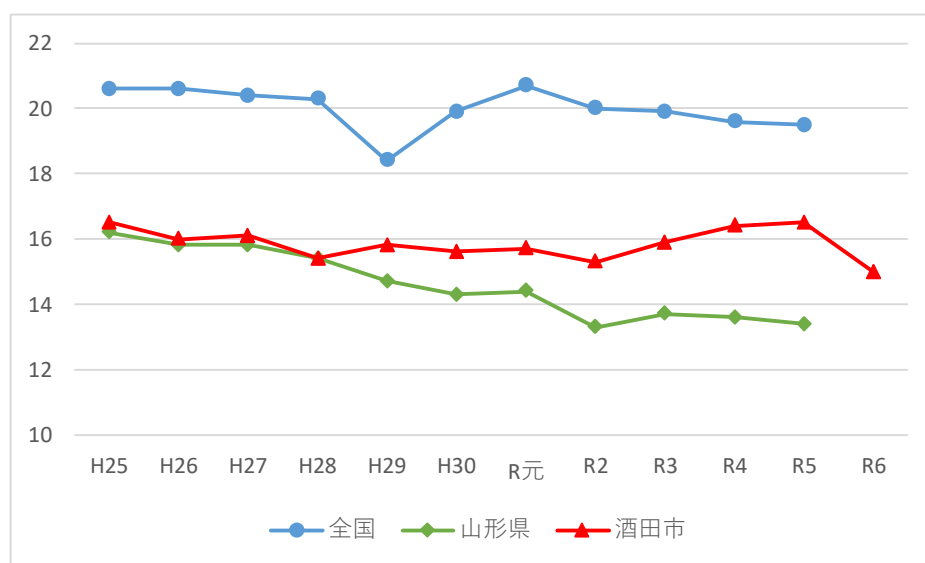
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
全国	20.6	20.6	20.4	20.3	18.4	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5	—
山形県	16.2	15.8	15.8	15.4	14.7	14.3	14.4	13.3	13.7	13.6	13.4	—
酒田市	16.5	16.0	16.1	15.4	15.8	15.6	15.7	15.6	15.9	16.4	16.5	15.0

※1 全国、山形県の数値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」による。

※2 酒田市のリサイクル率＝（総資源化量：直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷（総ごみ量＋集団回収量）

図 2-4 リサイクル率の推移（全国、山形県、酒田市）

（単位：％）



【2024（令和6）年度の状況】

2017（平成29）年度以降、山形県の値よりは高いリサイクル率となっていますが、全国値には及ばない状況が続いています。

⑤ごみ処理費用

単位：千円、人、円

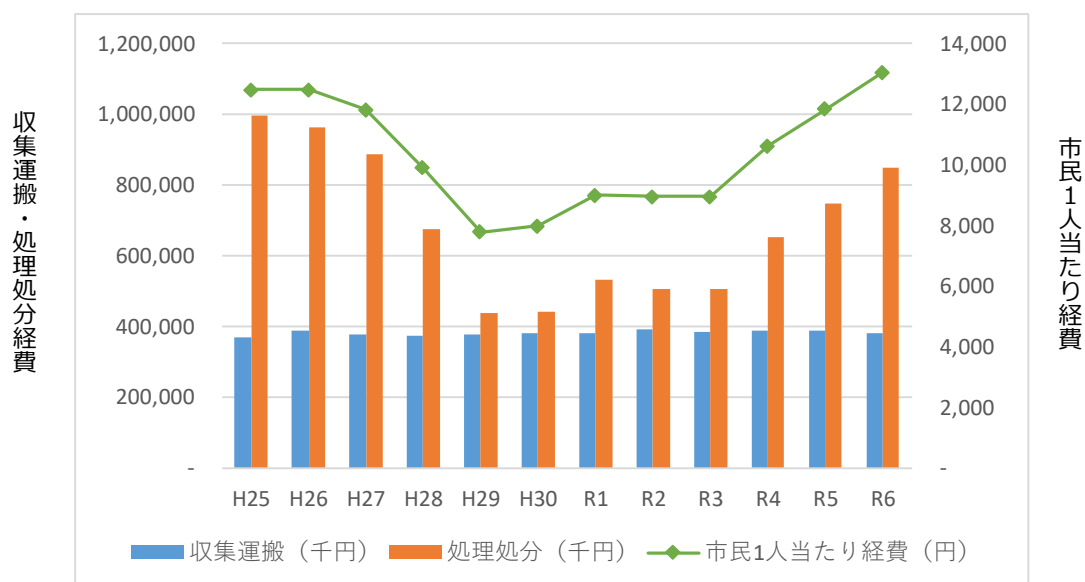
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
収集運搬(千円)	370,813	389,531	375,546	371,359	375,522	379,867	381,979	393,865	383,033	386,870	389,275	379,562
処理処分(千円)	996,268	961,657	886,469	63,668	437,012	442,268	532,433	505,660	503,510	651,091	748,765	850,123
計	1,367,081	1,351,188	1,262,015	1,045,027	812,534	822,135	914,412	899,525	886,543	1,037,961	1,138,040	1,229,685
人口(人)	109,593	108,335	106,939	105,708	104,577	103,056	101,627	100,433	99,022	97,697	96,137	94,336
市民1人当たり 経費(円)	12,474	12,472	11,801	9,886	7,770	7,978	8,998	8,956	8,953	10,624	11,838	13,035

※1 収集運搬は、酒田市の「一般廃棄物処理実態調査」による。

※2 処分経量は、酒田地区広域行政組合の決算に伴う分賦金精算額による。

図 2-5 ごみ処理費用の推移

(単位：千円、人、円)



【2024（令和6）年度の状況】

ごみの処理には、市民一人当たり年間 10,000 円程度の経費が掛かっています。

(2) 資源回収量の推移

①資源回収量の推移

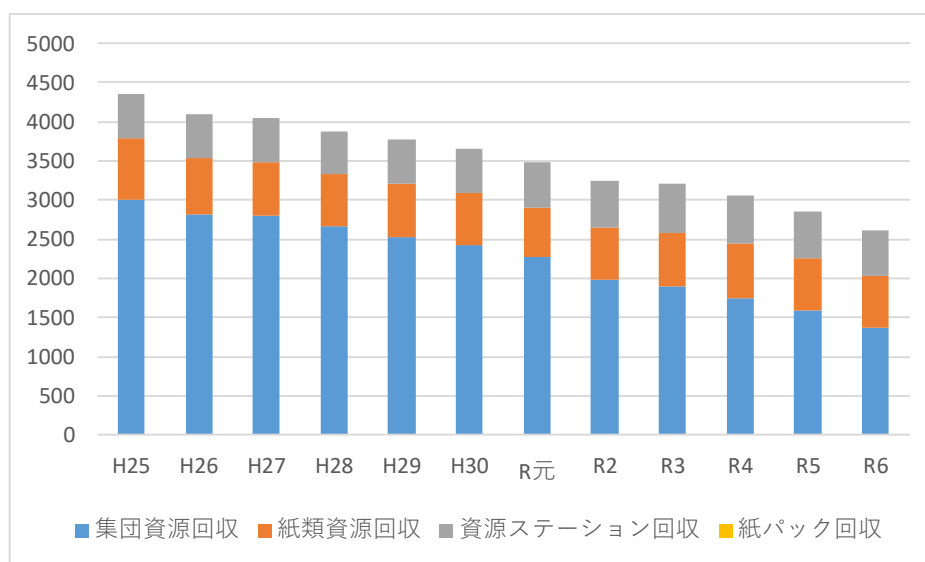
単位：t

年度	集団資源回収	紙類資源回収	資源ステーション回収	紙パック回収	実績	比較
H25	3,013	776	566	—	4,355	-49
H26	2,819	706	564	—	4,089	-266
H27	2,797	687	564	—	4,048	-41
H28	2,656	665	547	—	3,868	-180
H29	2,521	686	570	—	3,777	-91
H30	2,418	669	558	—	3,645	-132
R 元	2,266	629	582	—	3,477	-168
R2	1,976	663	597	—	3,236	-241
R3	1,892	694	622	—	3,208	-28
R4	1,745	691	625	—	3,061	-147
R5	1,584	675	587	—	2,846	-215
R6	1,369	660	585	—	2,614	-232

※「④店頭回収の状況」は除く。

図 2-6 資源回収量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

資源回収量は 2,614t、前年度比 232t、8.2%の減少となっています。全体として、近年減少傾向にあります。

②施設回収量の推移

単位：t

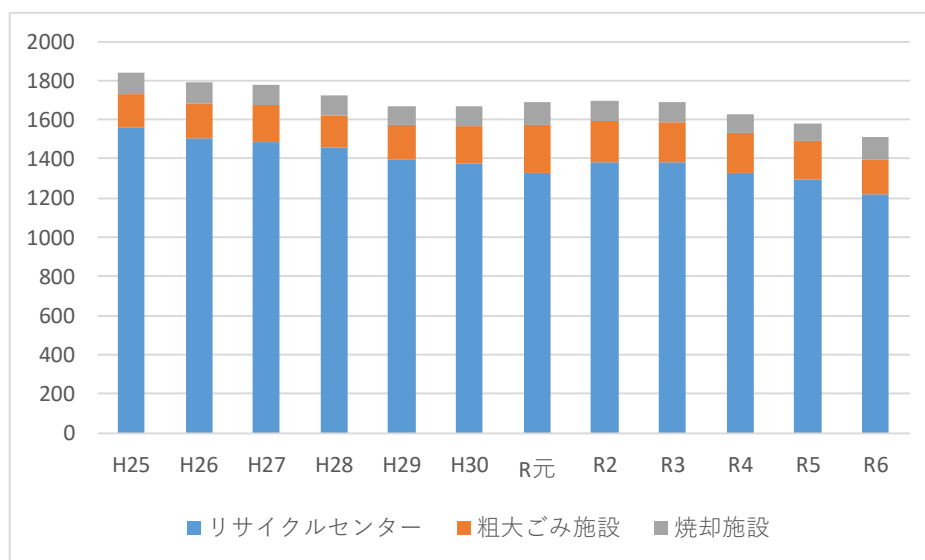
年度	リサイクルセンター				粗大ごみ 施設	焼却施設	合計	
	ビン缶類	ペットボトル	水銀ごみ	小計			実績	比較
H25	1,303	254	—	1,557	175	106	1,838	-11
H26	1,246	258	—	1,504	178	111	1,793	-45
H27	1,226	258	—	1,484	191	104	1,779	-14
H28	1,193	263	—	1,456	167	99	1,722	-57
H29	1,143	254	—	1,397	177	98	1,672	-50
H30	1,097	276	—	1,373	195	103	1,671	-1
R 元	1,054	277	—	1,331	242	115	1,688	17
R2	1,072	291	18	1,381	213	104	1,698	10
R3	1,035	318	28	1,381	209	101	1,691	-7
R4	986	312	28	1,326	210	89	1,625	-66
R5	948	315	30	1,293	197	93	1,583	-42
R6	882	308	29	1,219	176	114	1,509	-74

※1 酒田地区広域行政組合全体の数値を構成市町の搬入量で按分したもの。

※2 令和2年度より水銀使用廃製品の分別回収を開始。

図 2-7 施設別回収量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

ごみ処理施設における回収量は1,509t、前年度比74t、4.7%の減少となっています。全体として、近年減少傾向にあります。

③溶融スラグの再生利用

単位：t

年度	酒田地区広域行政組合					酒田市	
	繰越量	発生量	合計	資源化量	残量	実績	比較
H25	45	1,439	1,484	1,409	75	1,101	-14
H26	75	1,510	1,585	1,453	132	1,135	34
H27	132	1,480	1,612	1,499	163	1,133	-2
H28	163	1,436	1,599	1,207	392	939	-194
H29	392	1,462	1,854	1,300	554	1,006	67
H30	554	1,388	1,942	1,231	711	954	-52
R 元	711	1,450	2,161	1,466	695	1,128	174
R2	696	1,393	2,089	1,426	663	1,101	27
R3	176	1,470	1,646	1,500	146	1,162	61
R4	139	1,392	1,531	874	657	674	-488
R5	625	1,363	1,988	1,274	714	981	307
R6	678	1,480	2,158	1,080	1,078	832	-149

【2024（令和6）年度の状況】

酒田地区広域行政組合全体の発生量は1,480tとなっています。なお、可燃ごみと粗大ごみの搬入量の合計で按分した酒田市分の数量は、832tとなっています。

「溶融スラグ」とは

酒田地区広域行政組合のごみ処理施設焼却炉から排出される。ごみ焼却灰などを高温で溶融・冷却し得られるガラス状の固形物で道路の下層路盤材、インターロッキングブロックの材料として、再資源化し利用されています。

④店頭回収の状況

単位：kg

年度	紙パック	白色トレイ	古紙	アルミ・スチール缶	ペットボトル	合計	比較
H25	29,195	33,320				62,515	487
H26	30,057	28,426				58,483	-4,032
H27	23,981	21,285				45,266	-13,217
H28	22,317	22,397				44,714	-552
H29	23,086	25,268				48,354	3,640
H30	23,161	28,838				51,999	3,645
R 元	23,738	27,886				51,624	-375
R2	24,474	31,159				55,633	4,009
R3	23,974	31,184				55,158	-475
R4	20,624	27,820	359,904	23,106	20,510	451,964	
R5	22,231	25,685	295,712	18,664	28,051	390,343	-61,621
R6	21,870	22,843	479,843	14,521	29,866	568,943	178,600

※令和4年度より古紙、アルミ・スチール缶、ペットボトルの回収量を追加

※本調査は、市内の主なスーパーマーケットにおける回収量を対象としている。

⑤廃食用油の回収状況

単位：日、ℓ

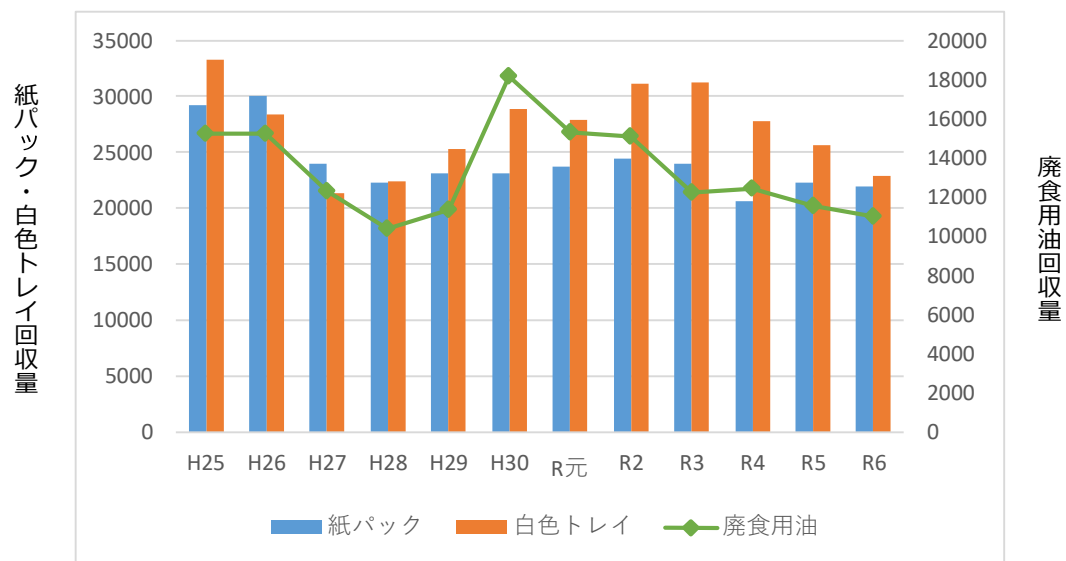
年度	回収日数	回収量	1日当たり回収量	回収量比較
H25	207	15,245	73.6	—
H26	207	15,246	73.6	1
H27	208	12,271	59.0	-2,975
H28	207	10,396	50.2	-1,875
H29	206	11,355	55.1	959
H30	206	18,180	88.3	6,825
R 元	208	15,300	73.6	-2,880
R2	206	15,120	73.4	-180
R3	208	12,240	58.8	-2,880
R4	207	12,420	60.0	180
R5	206	11,520	55.9	-900
R6	207	10,980	53.0	-540

【2024（令和6）年度の状況】

2018（平成30）年4月より回収した廃食用油については、事業者へ売却し、動物用飼料として再利用されています。

図 2-8 店頭回収（紙パック・白色トレイ）、廃食用油の回収の推移

（単位：kg、ℓ）



(3) ごみ減量化の取組

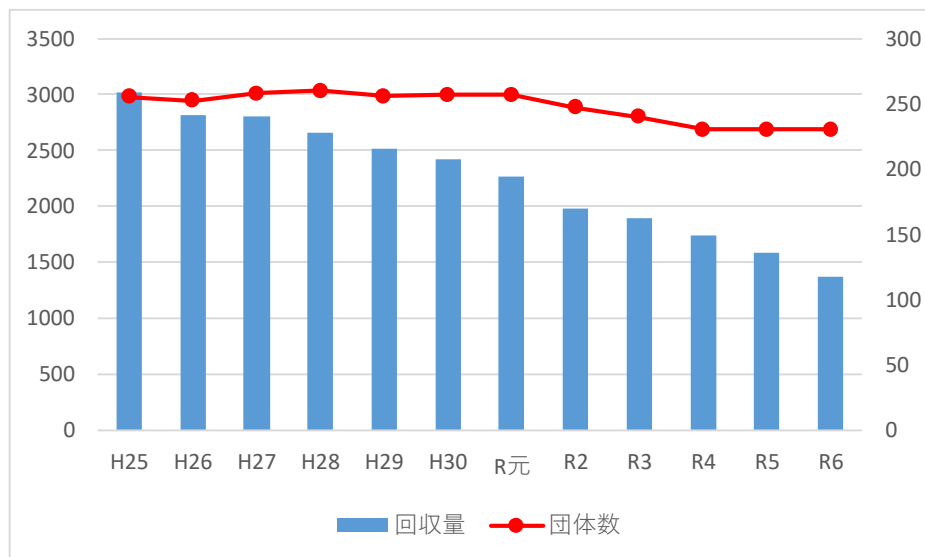
① 集団資源回収状況

単位：t

年度	新聞紙	段ボール	雑誌	紙パック	ペットボトル	ビン類	金属類	合計		団体数	報償金 (千円)
								実績	比較		
H25	1,518	801	550	17	14	57	56	3,013	-19	255	12,054
H26	1,450	742	502	16	12	47	50	2,819	-194	252	11,267
H27	1,396	781	497	16	13	46	48	2,797	-22	258	11,186
H28	1,309	756	476	15	15	41	44	2,656	-141	260	10,625
H29	1,229	717	467	14	15	39	40	2,521	-135	256	10,086
H30	1,169	709	444	14	9	37	36	2,418	-103	252	9,673
R 元	1,037	701	442	15	7	29	35	2,266	-151	257	9,070
R2	862	643	398	15	5	19	34	1,976	-290	247	7,902
R3	849	631	348	14	3	14	33	1,892	-84	240	7,566
R4	763	625	299	14	2	11	31	1,745	-147	230	6,979
R5	666	597	268	13	2	9	29	1,584	-167	230	6,335
R6	539	536	255	9	2	5	23	1,369	-215	230	5,508

図 2-9 集団資源回収量と団体数の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

集団資源回収量は 1,369t、前年度比 215t、13.6%の減少となっています。近年回収量は減少傾向が続いています。

②資源ステーション回収状況

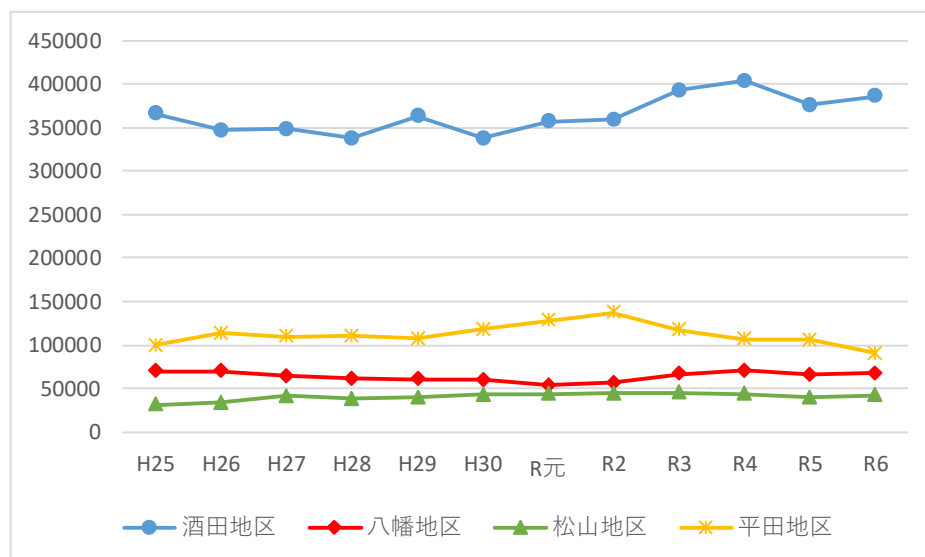
i) 地区別回収量

単位：kg

年度	酒田地区		八幡地区		松山地区		平田地区		合計	
	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較
H25	365,835	6,238	69,424	3,558	31,422	2,045	99,480	-15,080	566,161	-3,239
H26	346,759	-19,076	70,081	657	33,544	2,122	113,410	13,930	563,794	-2,367
H27	348,343	1,584	64,228	-5,835	40,983	7,439	110,000	-3,410	563,554	-240
H28	337,503	-10,840	61,393	-2,835	38,187	-2,796	110,130	130	547,213	-16,341
H29	362,900	25,397	60,332	-1,061	39,739	1,552	107,070	-3,060	570,041	22,828
H30	337,649	25,251	59,829	-503	42,516	2,777	118,410	11,340	558,404	-11,637
R 元	356,881	19,232	53,477	-6,352	43,472	956	128,020	9,610	581,850	23,446
R2	359,238	2,357	56,320	2,843	44,205	733	137,420	9,400	597,183	15,333
R3	392,550	33,312	66,902	10,582	45,415	1,210	117,190	-20,230	622,057	24,874
R4	403,853	11,303	70,693	3,791	43,920	-1,495	106,280	-10,910	624,746	2,689
R5	376,164	-27,689	66,257	-4,436	39,450	-4,470	105,510	-770	587,381	-37,365
R6	385,550	9,386	67,441	1,184	41,840	2,390	90,310	-15,200	585,141	-1,970

図 2-10 資源ステーションの地区別回収量の推移

(単位:kg)



【2024（令和6）年度の状況】

資源ステーションでの回収量は 585,141 kg、前年度比 1,970 kg、0.4%の減少となっています。

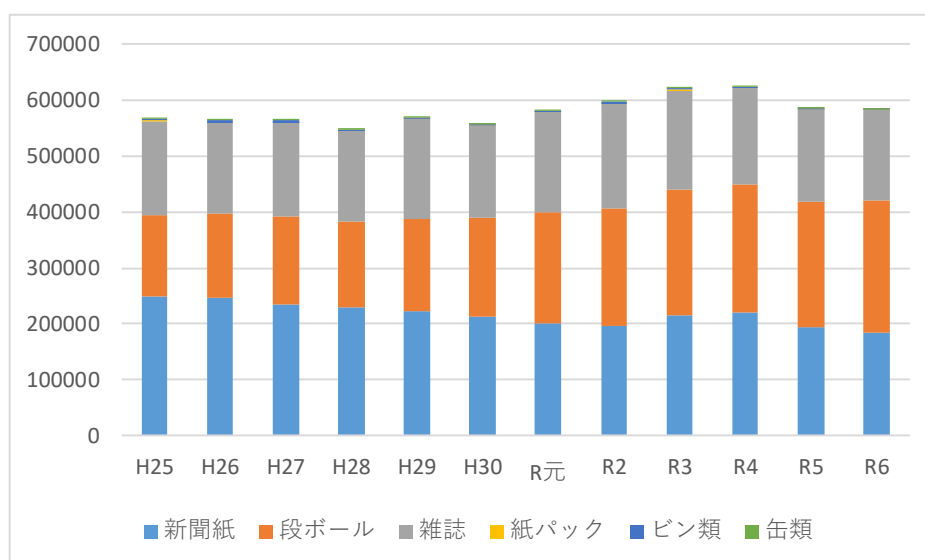
なお、資源ステーションは、酒田地区 5 か所、八幡地区 1 か所、松山地区 1 か所、平田地区 2 か所に設置されています。

ii) 品目別回収量

年度	紙類 (kg)					ビン類				缶類 (アルミ) (kg)	合計 (kg)
	新聞紙	段ボール	雑誌	紙バック	計	一升瓶	ビール瓶	計 (本)	計 (kg)		
H25	249,040	145,017	168,492	314	562,863	1,982	1,616	3,598	2,691	607	566,161
H26	245,191	151,014	163,655	178	560,038	2,045	2,009	4,054	2,947	808	563,793
H27	233,526	157,557	168,507	236	559,826	2,120	1,788	3,908	2,908	820	563,554
H28	229,130	154,179	160,339	97	543,745	2,187	1,393	3,580	2,774	694	547,213
H29	223,510	162,647	180,252	136	566,585	2,209	1,281	3,490	2,739	717	570,041
H30	213,708	176,490	164,260	195	554,653	2,439	1,777	4,216	3,206	546	558,405
R 元	200,793	198,256	179,112	79	578,240	2,402	1,263	3,665	2,913	696	581,849
R2	195,207	212,315	185,615	135	593,272	2,793	1,394	4,187	3,350	561	597,183
R3	215,904	224,677	177,025	191	617,797	2,969	1,101	4,070	3,371	888	622,056
R4	219,850	230,588	169,737	187	620,362	3,115	760	3,875	3,339	1,045	624,746
R5	194,112	223,792	164,392	211	582,507	2,598	940	3,538	2,938	1,936	587,381
R6	184,740	234,810	163,068	96	582,714	1,302	395	1,697	1,434	993	585,141

図 2-11 資源ステーションの品目別回収量の推移

(単位：kg)



【2024（令和6）年度の状況】

紙類は前年度比 207kg、0.04%の増加、ビン類は前年度比 1,504kg、51.2%の減少、缶類（アルミ）は前年度比 943kg、48.7%の減少となっています。

③紙類資源回収状況

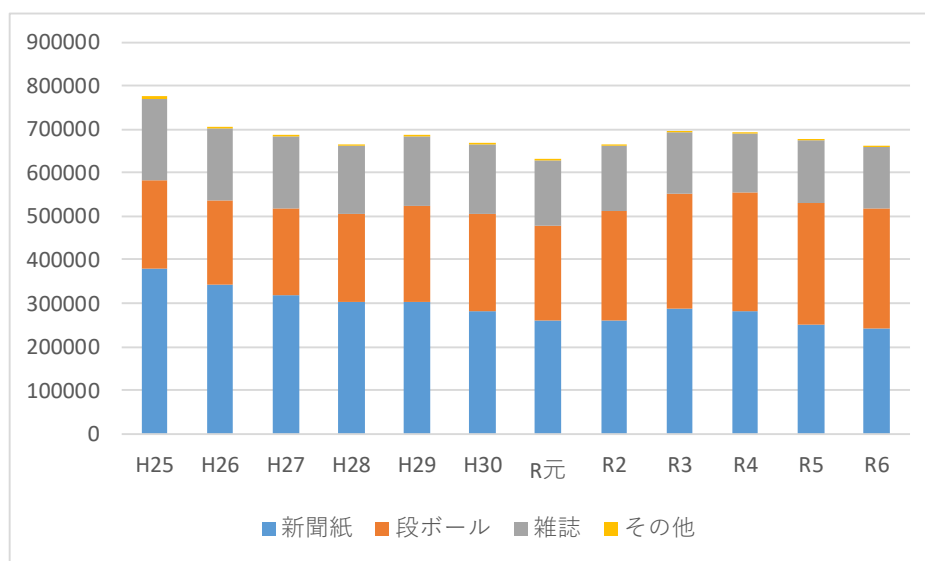
単位：kg

年度	新聞紙	段ボール	雑誌	その他	合計	比較
H25	380,740	202,445	186,985	5,418	775,588	-17,948
H26	342,228	193,109	167,362	3,180	705,879	-69,709
H27	317,985	198,428	167,012	3,789	687,214	-18,665
H28	301,765	204,819	155,535	2,996	665,115	-22,099
H29	303,509	219,149	160,255	2,678	685,656	20,541
H30	282,098	222,253	161,669	2,494	668,514	17,142
R 元	258,980	219,350	149,397	1,047	628,774	-39,740
R2	261,511	249,329	151,207	1,008	663,055	34,281
R3	288,365	262,036	142,860	1,018	694,279	31,224
R4	281,059	273,995	135,255	1,044	691,353	-2,926
R5	250,292	280,379	143,460	1,204	675,335	-16,018
R6	240,675	276,984	140,900	1,433	659,992	-15,243

※松山地区は、平成 18 年度から回収を行っている。

図 2-12 紙類資源回収量の推移

(単位：kg)



【2024（令和 6）年度の状況】

紙類資源回収量は 659,992 kg、前年度比 15,243 kg、2.3%の減少となっています。

④使用済小型家電・古着回収状況

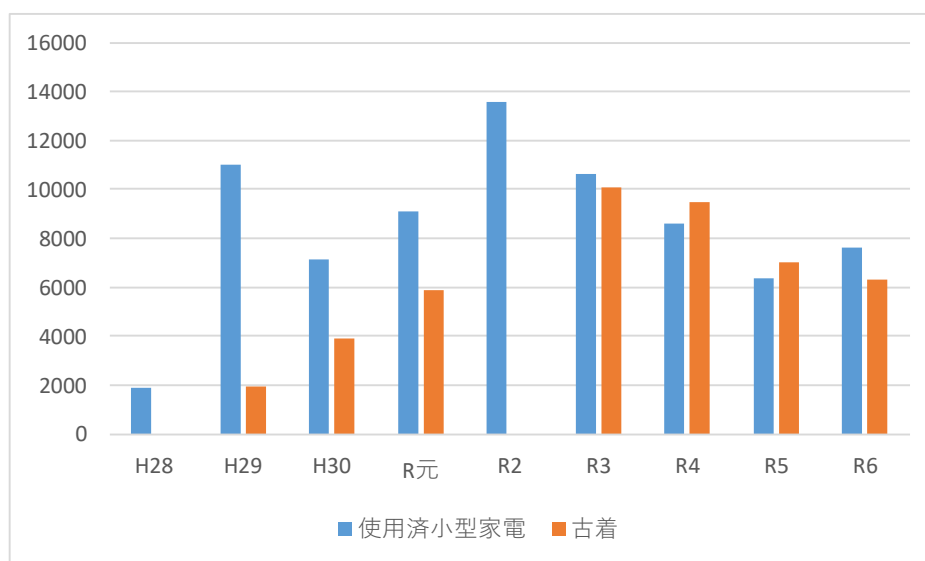
単位：kg

年度	使用済小型家電		古着	
	実績	比較	実績	比較
H28	1,892			
H29	10,992	9,100	1,950	
H30	7,133	-3,859	3,910	1,960
R 元	9,091	1,958	5,870	1,960
R2	13,589	4,498	—	—
R3	10,617	-2,972	10,060	4,190
R4	8,608	-2,009	9,460	-600
R5	6,356	-2,252	7,050	-2,410
R6	7,620	1,264	6,300	-750

※令和2年度の古着回収は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施していない。

図 2-13 使用済小型家電・古着回収量の推移

(単位：kg)



【2024（令和6）年度の状況】

使用済小型家電は 7,620 kg、前年度比 1,264 kg、19.9%の増加となっており、古着は 6,300 kg、前年度比 750 kg、10.6%の減少となっています。

（４）不法投棄の状況

①不法投棄の件数

単位：件

年度	家電 5品目	パソコン	自転車	タイヤ	その他	合計	比較
H25	50	2	11	15	52	130	22
H26	35	1	12	16	37	101	-29
H27	31	3	13	7	19	73	-28
H28	12	0	5	11	29	57	-16
H29	12	0	7	9	22	50	-7
H30	9	0	0	11	16	36	-14
R 元	12	0	4	14	57	87	51
R2	14	0	2	6	51	73	-14
R3	12	0	4	11	47	74	1
R4	11	0	2	10	38	61	-13
R5	16	0	6	17	66	105	44
R6	12	0	4	20	65	101	-4

②不法投棄されたごみの数

単位：台、本

年度	家電5品目		パソコン		自転車	タイヤ
	台数	比較	台数	比較		
H25	105	14	2	-4	14	88
H26	84	-21	1	-1	21	78
H27	44	-40	3	2	15	108
H28	20	-24	0	-3	5	40
H29	21	1	0	0	8	37
H30	20	-1	0	0	0	34
R 元	22	2	0	0	4	35
R2	23	1	0	0	2	22
R3	9	-14	0	0	4	11
R4	11	2	0	0	2	17
R5	16	5	0	0	6	17
R6	12	-4	0	0	4	20

【2024（令和6）年度の状況】

通報件数は前年度比4件の減少となり、家電5品目が前年度比4台の減少となっています。

（５）し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

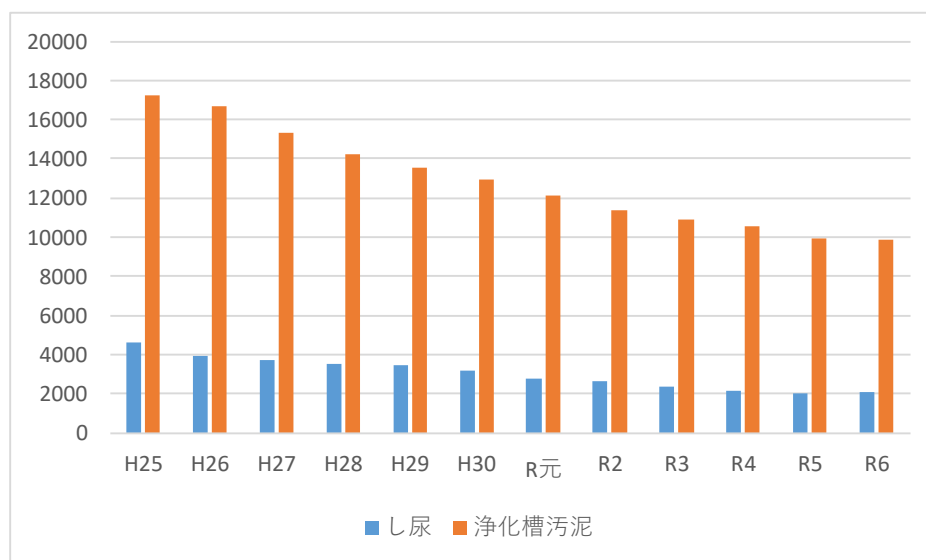
①し尿及び浄化槽汚泥の処理量

単位：k1

年度	し尿		浄化槽汚泥	
	実績	比較	実績	比較
H25	4,612	-126	17,254	-982
H26	3,961	-651	16,659	-595
H27	3,719	-242	15,318	-1,341
H28	3,500	-219	14,237	-1,081
H29	3,452	-48	13,552	-685
H30	3,216	-236	12,958	-594
R 元	2,767	-449	12,129	-829
R2	2,648	-119	11,395	-734
R3	2,386	-262	10,879	-516
R4	2,197	-190	10,577	-302
R5	2,053	-144	9,935	-642
R6	2,068	15	9,871	-64

図 2-14 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：k1)



【2024（令和6）年度の状況】

し尿及び浄化槽汚泥処理量とも減少傾向にあります。

し尿については2,068k1、前年度比15k1、0.7%の増加となっています。

浄化槽汚泥については9,871k1、前年度比64k1、0.6%の減少となっています。

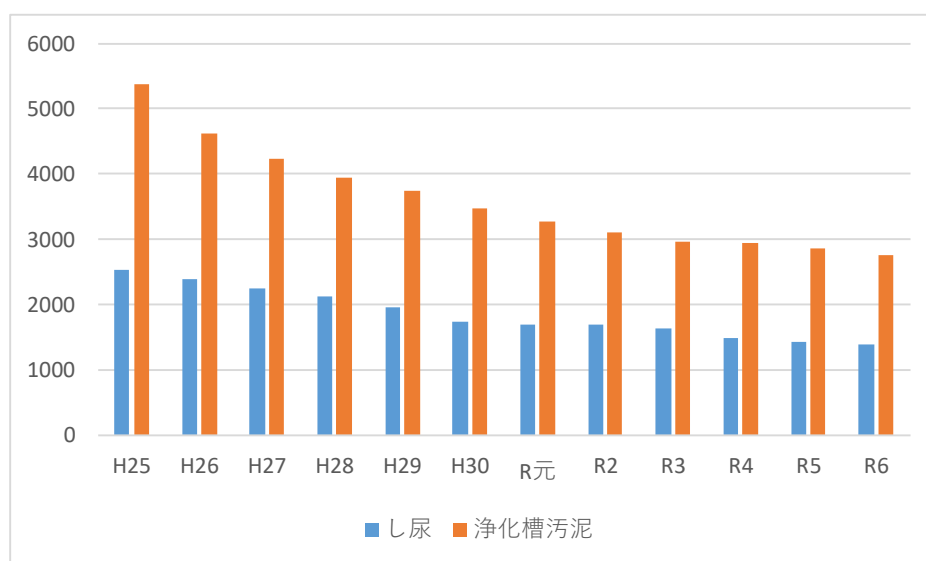
②し尿及び浄化槽汚泥世帯数

単位：世帯

年度	し尿		浄化槽汚泥	
	実績	比較	実績	比較
H25	2,541	-101	5,377	-589
H26	2,396	-145	4,610	-767
H27	2,235	-161	4,226	-384
H28	2,112	-123	3,948	-278
H29	1,958	-154	3,739	-209
H30	1,741	-217	3,463	-276
R 元	1,701	-40	3,268	-276
R2	1,683	-18	3,108	-160
R3	1,636	-47	2,969	-139
R4	1,491	-145	2,933	-36
R5	1,420	-71	2,850	-83
R6	1,386	-102	2,759	-91

図 2-15 し尿及び浄化槽処理世帯数の推移

(単位：世帯)



【2024（令和6）年度の状況】

し尿及び浄化槽汚泥処理世帯数とも減少傾向にあります。

し尿処理世帯数については1,386世帯、前年度比102世帯、6.9%の減少となっています。

浄化槽処理世帯数については2,759世帯、前年度比91世帯、3.2%の減少となっています。

（６）海岸漂着ごみのボランティアの状況

単位：回、団体、人、t

年度	実施延べ回数	参加団体数	参加者数	回収量
H25	18	21	—	7.2
H26	25	18	3,658	11.1
H27	35	23	3,285	10.3
H28	47	31	4,315	19.2
H29	39	29	3,305	14.0
H30	42	31	3,690	15.0
R 元	36	23	3,168	12.9
R2	20	15	1,053	5.0
R3	26	22	1,837	7.2
R4	31	24	2,476	11.6
R5	32	26	1,833	11.2
R6	28	23	1,985	8.6

【2024（令和6）年度の状況】

23 団体（1,985 人）により延べ 28 回のボランティア清掃が庄内海岸などで行われ、8.6t もの海岸漂着ごみが回収されています。

3. 自然環境に関するデータ

(1) 酒田市の生き物（魚類等生息状況調査）

新井田川本線、小牧川で実施された魚類等生息調査の内容、市域の土地利用の状況に関するデータとなります。

魚類等生息調査は平成 17 年～平成 26 年に実施されたものです。小牧川は平成 17 年～平成 23 年、平成 26 年実施に実施されたものです。

①新井田川本線魚類等生息調査結果（調査期間：H17 年～H26 年）

		年度	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H26 年
		調査回数	1 回	1 回	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
魚 類	コイ科	オイカワ	●				●			●
		ウグイ	●	●	●					●
		ウケクチウグイ						●		
		マルタウグイ					●	●		
		ニゴイ	●	●	●	●	●	●	●	●
		コイ		●	●	●	●	●	●	●
		ゲンゴロウブナ	●	●					●	
		ギンブナ		●				●	●	
		フナ類			●	●	●	●		●
	ドジョウ科	ドジョウ						●	●	
	ナマズ科	ナマズ		●		●	●	●		
	ボラ科	ボラ	●	●	●	●		●		●
		メナダ	●	●	●		●	●	●	●
	スズキ科	スズキ			●	●	●	●		●
	ハゼ科	アシシロハゼ						●		
		ヌマチチブ					●	●		●
		ハゼ	●	●	●	●	●	●		●
		シマウキゴリ							●	●
		スミウキゴリ								●
		アシシロハゼ								●
甲 殻 類	イワガニ科	モクズガニ		●		●	●	●	●	●
	ヌマエビ科	ヌマエビ								●
計			7	10	8	8	11	15	9	15

【調査概要】

新井田川水系は、新井田川、幸福川、寺田川、境川、平田川、豊川の 6 河川から構成されています。流路延長は、約 35 キロメートルで、ほぼ落差の無い緩やかな流れになっています。

生息種としては、「フナ類」「コイ」「ナマズ」などが、従来から確認されていますが、平成 26

年度の調査では「スミウキゴリ」「ヌマエビ」が新たに確認されています。

②小牧川魚類等生息調査結果（調査期間：H17年～H23年、H26年）

		年度	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H26年
		調査回数	5	9	8	6	7	6	6	6
魚 類	ヤツメウナギ科	カワヤツメアンモシーテス幼生	●	●	●	●		●	●	
		スナヤツメ南方系アンモシーテス幼生				●				●
	アユ科	アユ		●		●	●	●	●	●
	サケ科	サケ								●
		サクラマス		●	●					
	コイ科	オイカワ		●		●	●	●	●	●
		ウグイ	●	●	●	●	●	●	●	●
		ウケクチウグイ				●				
		アブラハヤ		●			●			
		タモロコ	●	●	●	●	●	●	●	●
		モツゴ		●	●	●	●	●		
		ビワヒガイ	●	●	●			●		●
		カマツカ				●	●		●	●
		ニゴイ	●	●	●	●	●	●	●	●
		コイ		●			●	●	●	●
		ゲンゴロウブナ		●		●				
		ギンブナ	●	●	●	●	●	●	●	
		フナ類								●
		タイリクバラタナゴ	●	●	●	●	●	●		
		ヤリタナゴ					●			
	ドジョウ科	ドジョウ		●	●	●	●	●	●	●
		シマドジョウ				●				
	ナマズ科	ナマズ	●	●	●	●	●	●	●	
	ギギ科	ギギ		●	●		●	●		
	メダカ科	メダカ			●	●		●		
	ボラ科	ボラ	●		●		●			
		メナダ		●	●	●	●	●	●	
	スズキ科	スズキ				●	●	●		●
	サンフィッシュ科	オオクチバス						●		●
		ブルーギル		●	●					

		年度	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H26 年
魚 類	ハゼ科	トウヨシノボリ			●	●	●	●		
		ヨシノボリ					●			
		ヌマチチブ					●	●	●	●
		ビリンゴ	●	●	●	●				
		シマウキゴリ		●	●	●	●	●	●	●
		スミウキゴリ				●				
		ハゼ	●	●	●	●	●	●	●	●
		アシシロハゼ			●	●				
	カジカ科	アユカケ					●	●		
	カレイ科	ヌマガレイ					●		●	●
甲 殻 類	ニシン科	コハダ			●					
	イワガニ科	モクズガニ	●	●	●	●	●	●	●	●
	ヌマエビ科	ヌマエビ	●		●					
	テナガエビ科	スジエビ			●					
貝 類	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ			●					●
	イシガイ科	マツカサガイ	●		●	●				
		ヨコハマシジラガイ				●		●	●	●
		ドブガイ	●	●	●	●	●	●	●	●
	タニシ科	マルタニシ	●	●	●	●	●	●	●	
	シジミ科	マシジミ	●	●	●	●	●	●	●	
	モノアラガイ科	モノアラガイ		●						
	カワニナ科	カワニナ	●	●	●	●	●	●	●	●
計			18	28	31	32	30	29	22	23

【調査概要】

小牧川は、流路延長約3キロメートルで、水深は浅く冬期間の水量低下が著しい河川です。河川のほぼ全域で両岸及び川底がコンクリートで護岸されており、両岸に堆積した砂泥や、護岸されていない一部の川底が魚類等の生息環境となっています。

酒田本港からの遡上や最上川からの流下によって、特殊な生態系となっており、「マシジミ」が生息していることから、湧水が存在しているほか、重要種である「スナヤツメ」「カワヤツメ」も確認されています。

(2) 土地利用状況

単位：km²（各年1月1日）

区分	H29	H30	R 元	R2	R3
総面積	602.97	602.97	602.97	602.97	602.97
田	105.31	105.21	105.12	105.07	105.04
畑	21.52	21.43	21.39	21.25	21.22
宅地	28.80	29.51	29.58	29.56	29.63
山林	380.25	380.65	381.23	381.32	381.44
原野	17.21	16.74	16.11	16.11	15.99
雑種地	6.72	6.48	6.53	6.55	6.53
その他	43.16	42.95	43.01	43.11	43.12
区分	R4	R5	R6	R7	
総面積	602.98	602.98	602.98	602.98	100.00%
田	105.03	105.00	104.95	104.87	17.39%
畑	21.15	21.14	21.09	21.04	3.50%
宅地	29.72	29.98	30.03	30.05	4.98%
山林	381.40	380.95	380.92	380.72	63.14%
原野	15.95	15.50	15.50	15.34	2.54%
雑種地	6.55	6.56	6.59	6.99	1.16%
その他	43.18	43.85	43.90	43.97	7.29%

資料：酒田市

(参考) 公園の状況

単位：箇所、ha

	H30		R 元		R2		R3	
	(H30.4.1)		(H31.4.1)		(R2.4.1)		(R3.4.1)	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
都市公園	143	176.4	143	176.4	143	176.3	143	176.3
酒田市公園	13	7.0	13	9.9	14	10.1	14	10.1
農村公園	34	5.2	34	5.2	34	5.2	34	5.2
農村広場	15	57.3	15	57.3	15	57.3	15	57.3
	R4		R5		R6		R7	
	(R4.4.1)		(R5.4.1)		(R6.4.1)		(R7.4.1)	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
都市公園	143	176.3	143	176.3	143	176.3	143	176.3
酒田市公園	14	10.1	14	10.1	14	10.1	14	10.1
農村公園	34	5.2	34	5.2	34	5.2	34	5.2
農村広場	15	57.3	15	57.3	15	57.3	15	57.3

資料：酒田市

（３）鳥海イヌワシみらい館（猛禽類保護センター）

平成 12 年にオープンした鳥海イヌワシみらい館は、山形県と秋田県の県境に位置する鳥海山南麓にあり、環境省が設置した全国に 8 か所ある野生生物センターのひとつで、本州では唯一の施設です。市の鳥「イヌワシ」やクマタカをはじめとする希少猛禽類の調査研究や普及啓発を行う拠点施設です。この施設では、猛禽類の生態や、それを取り巻く自然環境の重要性などを理解していただけるよう、展示室が設けられており、一般の方々が無料で観覧・利用できるようになっています。

センターの有効な利活用を推進することを目的に環境省、山形県、酒田市が「猛禽類保護センター活用協議会」を設置し、施設の維持管理や利用者への展示解説を行うほか、自然観察会の企画・実施、学校等からの依頼による環境教育支援や普及啓発に取り組んでいます。

開館から 10 周年を迎えた平成 22 年に愛称「鳥海イヌワシみらい館」とマスコットキャラクター「ワッシーくん」が公募により選ばれました。

表 3-1 来館者数等の推移

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
観 察 会	117	143	138	218	204	152	137	29	74	66	148	90
学校教育 等支援※	730	459	627	459	433	651	512	134	215	97	235	167
総来館者	5,098	5,130	5,934	6,430	6,431	9,460	7,811	6,007	6,217	7,274	4,455	3,740

※保育園含む

（４）傷病鳥獣救護

負傷により、自力で回復することが困難な野生鳥獣の救護を行っており、救護した野生鳥獣は、大部分がハクチョウ等の鳥類となっています。特に冬季は飛行中に送電線へ接触したり、建物へ衝突したりして負傷した白鳥を救護する機会が多くありました。

野生鳥獣を救護した場合、ハクチョウなどの水鳥については、酒田飽海野鳥救護所※へ搬送します。それ以外の鳥獣については、県内にある別の救護所へ搬送する場合があります。救護所において自然復帰できるように処置を行い、回復してから自然へ帰すことになります。

表 3-2 保護の推移

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
保護件数	20	28	15	15	21	19	34	54	51	27	12	9
うち 白鳥	—	—	—	—	—	—	—	23	27	17	10	6

※高病原性インフルエンザの流行状況により、対応レベルが上昇した場合、野鳥救護所が一時的閉鎖されます。

4. 大気・水環境に関するデータ

酒田市の大気環境や河川水質、海域水質の測定結果に関するデータとなります。

大気環境については測定物質ごとに、河川水質、海域水質については測定場所ごとに取りまとめています。

(1) 大気環境

表 4-1 測定地点及び測定項目（令和 7 年 3 月 31 日現在）

測定局名		所在地	測定項目					
			二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	有害大気汚染物質
県測定局	酒田若浜局	若浜町 1-40 (山形県庄内総合支庁 酒田農業技術普及課敷地内)	○	○	○	○	○	○

表 4-2 環境基準

物質	基準値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	(長期的評価) 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、(短期的評価) 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

表 4-3 長期的評価の方法

物質	評価方法
二酸化窒素	1 日平均値における年間 98% 値（年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値）を環境基準と比較して評価する。
二酸化硫黄	1 日平均値における 2% 除外値（年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値）を環境基準と比較して評価する。ただし、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。
浮遊粒子状物質	
微小粒子状物質	長期基準に関する評価は、年間における 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。

※大気汚染の評価方法は、物質によっては短期的評価と長期的評価の 2 つの方法がある。短期的評価は、測定を行った日または時間について環境基準と照らし合わせ、基準を達成しているかどうかで判断する。長期的評価については上記に示す。

①二酸化硫黄（SO₂） 年平均値の推移

二酸化硫黄は、主として重油、石炭等の化石燃料中に含まれる硫黄分が燃焼過程で酸化されることにより生成される硫黄酸化物の一種で、工場・事業場等が主な発生源です。また、二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。1961（昭和 36）年頃より発生した「四日市ぜんそく」の原因物質の一つです。

単位：ppm

年度	県測定局			環境基準
	光ヶ丘	上田	若浜	
H25	0.001	0.001	0.001	1 時間値の 1 日平均値 0.04 以下
H26	0.001	0.001	0.001	
H27	0.001	0.001	0.001	
H28	0.001	0.001	0.001	
H29	0.001	0.001	0.001	
H30	0.001	0.001	0.001	
R 元	0.001	0.001	0.001	
R2	0.001	0.001	0.001	
R3	－	－	0.001	
R4	－	－	0.001	
R5	－	－	0.001	
R6	－	－	0.001	

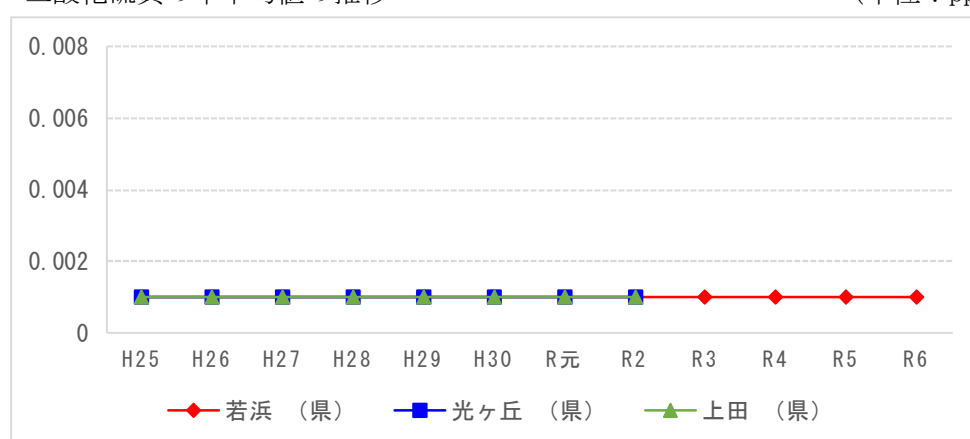
※ 1 光ヶ丘局及び上田局は令和 2 年度をもって廃止

資料：山形県

※ 2 測定値は 1 日平均値の年間 2 % 除外値（年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % の範囲にあるものを除外したもの）

図 4-1 二酸化硫黄の年平均値の推移

（単位：ppm）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

②二酸化窒素（N02） 年平均値の推移

二酸化窒素は、空気中の窒素及び燃料中の窒素分が、燃焼により酸化されてできるものであり、発生源としては、工場などの固定発生源の他、自動車等の移動発生源の占める割合も高くなっています。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患や「光化学スモッグ」の原因ともなります。

単位：ppm

年度	県測定局			環境基準
	光ヶ丘	上田	若浜	
H25	0.010	0.004	0.010	1 時間値の 1 日平均値 0.06 以下
H26	0.008	0.004	0.009	
H27	0.007	0.004	0.007	
H28	0.005	0.003	0.012	
H29	0.007	0.004	0.009	
H30	0.006	0.003	0.009	
R 元	0.006	0.003	0.007	
R2	0.006	0.003	0.007	
R3	－	－	0.008	
R4	－	－	0.007	
R5	－	－	0.006	
R6	－	－	0.006	

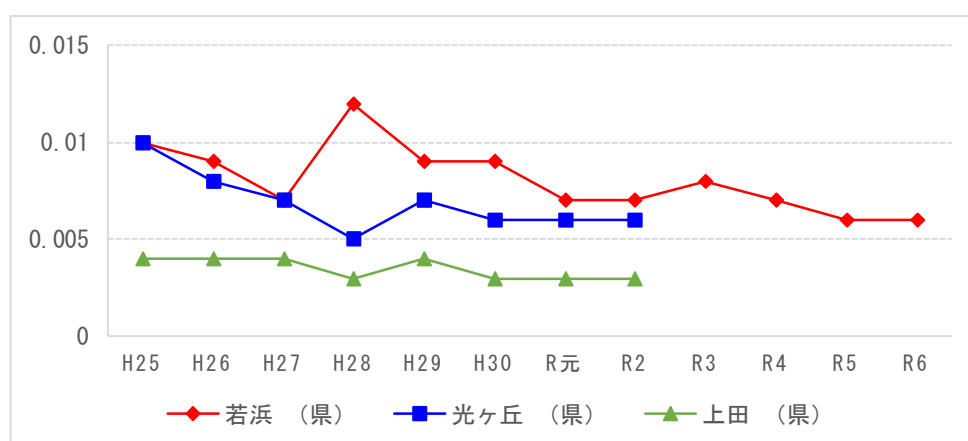
※1 光ヶ丘局及び上田局は令和2年度をもって廃止

資料：山形県

※2 測定値は1日平均値の年間98%値（年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの）

図 4-2 二酸化窒素の年平均値の推移

（単位：ppm）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

③浮遊粒子状物質（SPM） 年平均値の推移

大気中を浮遊する粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じんを浮遊粒子状物質といい、工場のボイラーや焼却炉が主な発生源です。なお、砂塵など自然由来のものも含まれ、環境基準が定められています。

単位： mg/m^3

年度	県測定局			環境基準
	光ヶ丘	上田	若浜	
H25	0.050	0.047	0.040	1 時間値の 1 日平均値 0.1 以下
H26	0.043	0.041	0.042	
H27	0.041	0.038	0.038	
H28	0.032	0.027	0.030	
H29	0.034	0.030	0.031	
H30	0.037	0.032	0.037	
R 元	0.034	0.026	0.023	
R2	0.031	0.027	0.029	
R3	－	－	0.019	
R4	－	－	0.020	
R5	－	－	0.028	
R6	－	－	0.028	

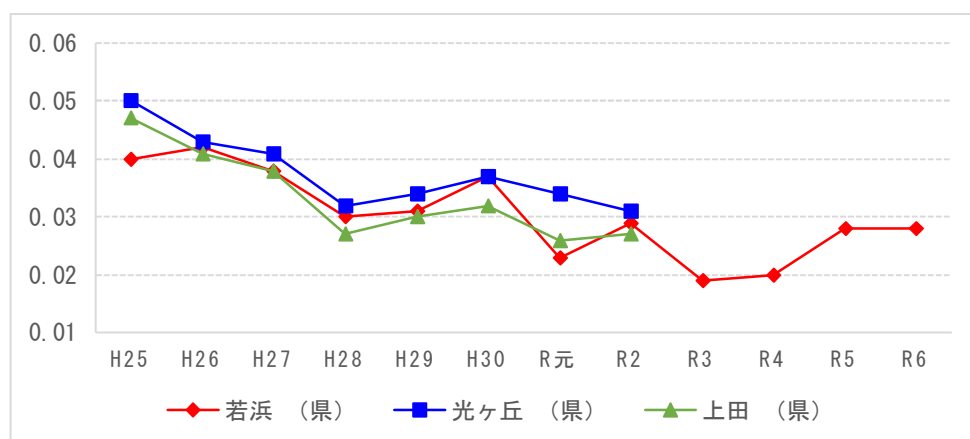
※1 光ヶ丘局及び上田局は令和2年度をもって廃止

資料：山形県

※2 測定値は1日平均値の年間2%除外値（年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外したもの）

図 4-3 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

（単位： mg/m^3 ）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

④光化学オキシダント（OX） 1 時間値の最高値の推移

光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線を受けて光化学反応し、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称で、「光化学スモッグ」の原因とされています。

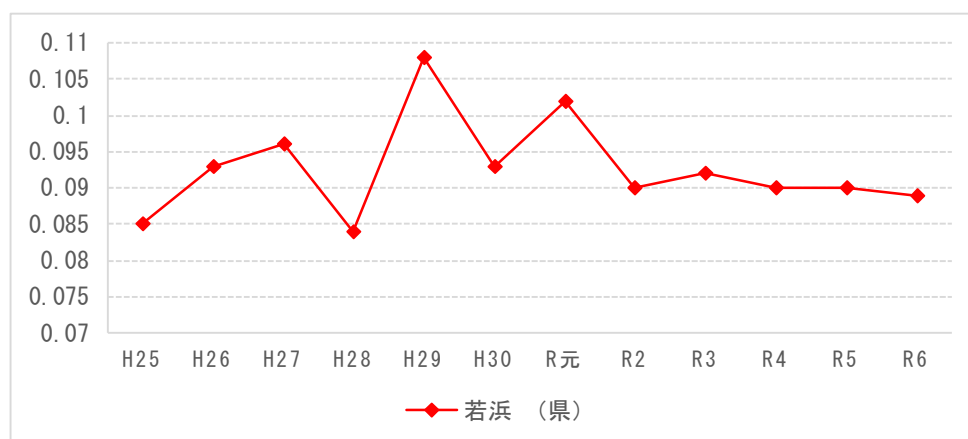
単位：ppm

年度	県測定局（若浜）	環境基準
	昼間の 1 時間値の最高値	
H25	0.085	1 時間値 0.06 以下
H26	0.093	
H27	0.096	
H28	0.084	
H29	0.108	
H30	0.093	
R 元	0.102	
R2	0.090	
R3	0.092	
R4	0.090	
R5	0.090	
R6	0.089	

※測定値は昼間（5時～20時の15時間）の1時間値の最高値

資料：山形県

図 4-4 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の最高値の推移（単位：ppm）



【測定概要】

環境基準を達成できなかったものの、屋外活動自粛を促す注意報発令基準（0.12ppm）を下回っています。

⑤微小粒子状物質（PM2.5） 平均値の推移

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が $2.5\ \mu\text{m}$ 以下のものをいい、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生させる施設が主な発生源で、黄砂や大陸からの越境汚染によるものもあります。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩等のほか、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれます。

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

年度	県測定局（若浜）		環境基準
	1年平均値	1日平均値	
H25	9.4	34.5	長期基準：15 以下 （1 年平均値） かつ 短期基準：35 以下 （1 日平均値）
H26	10.5	31.7	
H27	9.3	27.0	
H28	8.0	19.1	
H29	6.6	21.2	
H30	6.6	25.8	
R 元	6.2	17.6	
R2	6.8	17.7	
R3	5.7	16.0	
R4	8.2	18.8	
R5	8.2	20.4	
R6	7.8	20.2	

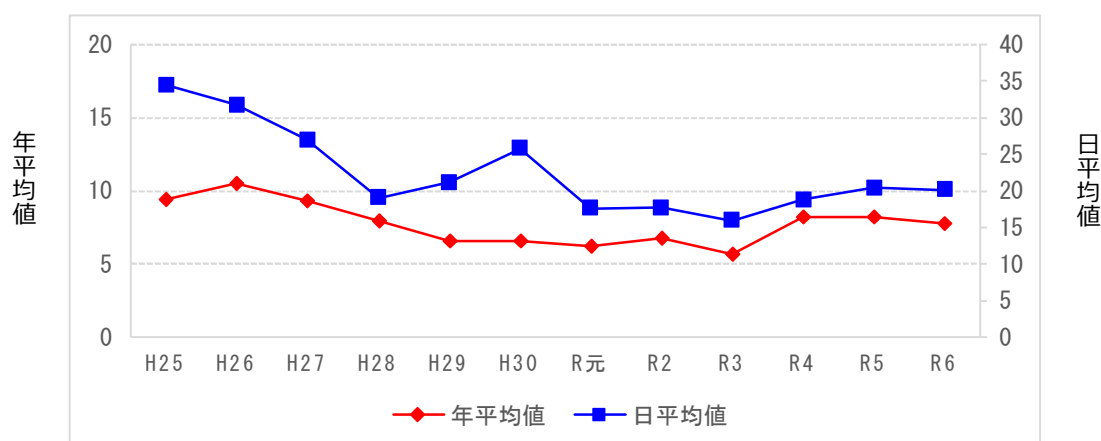
※1 平成 24、25 年度は光ヶ丘局で測定

資料：山形県

※2 測定値のうち「1 日平均値」は 1 日平均値の年間 98 値（年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの）

図 4-5 微小粒子状物質の年平均値の推移

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

⑥酸性雨 平均値の推移

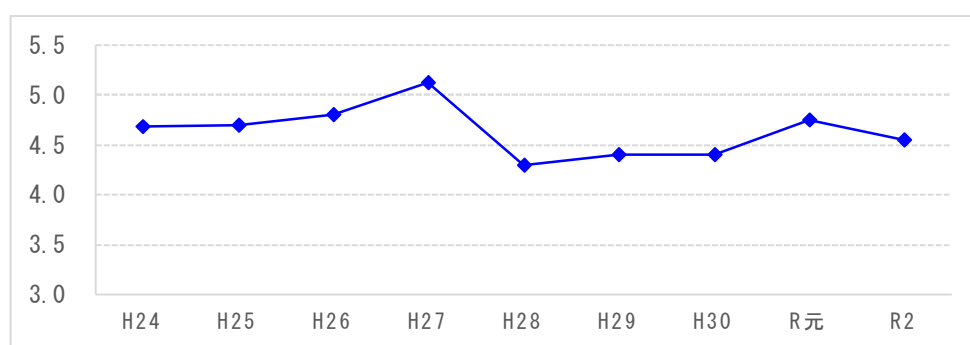
酸性雨とは、水素イオン濃度(pH)が5.6以下の雨をいい、石炭や石油などの燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物が原因といわれています。また、全国的に酸性化の傾向にあり国境を越える地球規模の環境問題となっています。そして酸性雨による影響としては、樹木の枯死、湖沼に住む魚に対する被害、文化財や建造物の損傷などの被害が指摘されています。

単位：pH

年度	測定地点	広栄町三丁目 133 番地 (旧管理棟敷地内)	
		最小値～最大値	平均値
H27		4.8～5.6	5.1
H28		4.0～4.6	4.3
H29		4.2～4.6	4.4
H30		4.1～4.6	4.4
R 元		4.5～5.1	4.75
R2 (測定終了)		4.3～4.7	4.55

図 4-6 pH の年平均値の推移

(単位：pH)



※平成 26 年度までは、山形県において若浜町で測定

【測定概要】

2015（平成 27）年度から 2020（令和 2）年度までの間、「やまがた酸性雨ネットワーク」による共同調査として、酸性雨の調査を行ってきました。（1987（昭和 62）年度から平成 26）年度までは、山形県において、若浜局で雨水等の調査を実施）

「やまがた酸性雨ネットワーク」では、これまでの調査で県内の酸性雨の状況を十分に把握できた上、安定して改善傾向にあることから、2020（令和 2）年度をもって測定を終了しています。

⑦酸性雪 平均値の推移

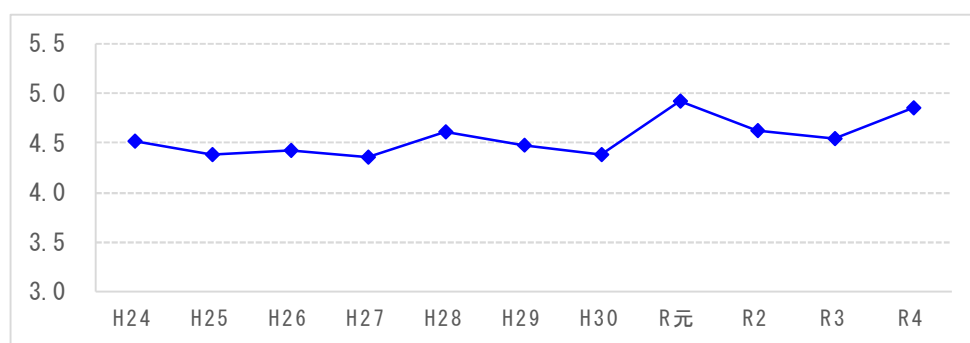
酸性雪とは、酸性雨と同様に、化石燃料などを燃やしたときに生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などによって雪が酸性化したものです。

単位：pH

測定地点 年度	広栄町三丁目 133 番地 (旧管理棟敷地内)	
	最小値～最大値	平均値
H25	4.3～4.9	4.39
H26	4.1～4.7	4.37
H27	4.1～4.5	4.29
H28	4.5～4.9	4.61
H29	4.4～4.5	4.48
H30	4.1～4.7	4.38
R 元	4.8～5.2	4.93
R2	4.4～4.9	4.63
R3	3.9～4.8	4.54
R4 (測定終了)	4.4～5.1	4.85

図 4-7 pH の年平均値の推移

(単位：pH)



【測定概要】

2021（平成 13）年度から 2022（令和 4）年度までの間、東北都市環境問題対策協議会による共同調査として、酸性雪の調査を行ってきました。調査を開始した 2021（平成 13）年度以降、ほぼ pH4.3 から 5.0 の範囲で推移しており、依然として酸性化していることが認められます。

東北都市環境問題対策協議会では、これまでの調査で東北管内の酸性雪の状況を十分に把握できたことから、2022（令和 4）年度をもって測定を終了しています。

⑧放射線量 測定値の推移

本市では、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、2011（平成23）年7月より、県と市が連携して空間放射線量率の測定を実施してきました。

単位：マイクロシーベルト/時間

年度	酒田市測定				県測定
	一條小	黒森小	浜田小	松山小	酒田東高校
	カウント	カウント	カウント	カウント	カウント
H23	0.04～0.08	0.04～0.08	0.05～0.08	0.03～0.07	0.03～0.06
H24	0.04～0.06	0.05～0.08	0.05～0.07	0.02～0.08	0.03～0.06
H25	0.03～0.06	0.05～0.07	0.04～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06
H26	0.04～0.06	0.05～0.07	0.05～0.06	0.03～0.05	0.04～0.07
H27	0.04～0.06	0.04～0.07	－	0.03～0.06	0.05～0.06
H28	0.04～0.06	0.06～0.07	－	0.03～0.06	0.04～0.06
H29	－	－	－	－	0.05
H30	－	－	－	－	0.04～0.05
R 元	－	－	－	－	0.05

※国際放射線防護委員会（ICRP）の一般住民の放射線被ばくの安全基準：年間1ミリシーベルト（＝0.19マイクロシーベルト/時間）以下

【測定概要】

各地点での空間放射線量が健康に影響のない水準で維持されている状況を踏まえ、同計画が改正されたことに伴い、2019（令和元）年度をもって測定を終了しています。

（２）河川水質

①類型指定

水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、1971（昭和 46）年 5 月 25 日に最上川及び京田川が指定されたことを始めとして（表 4-4）のとおりとなっています。

また、環境基準達成のため 1972（昭和 47）年 3 月 29 日に、最上川及び京田川に山形県公害防止条例による上乗せ排水基準が適用され、1974（昭和 49）年 11 月 1 日からは同条例の一部改正により赤川及び新井田川にも上乗せ基準が適用されました。

表 4-4 河川の類型指定一覧

水域名	類型	達成期間	設定年月日
最上川	A	ロ	S46. 5. 25
	生物 A	イ	H30. 3. 16
京田川	A	イ	H13. 4. 17
赤川	A	イ	S49. 4. 1
	生物 A	イ	H29. 2. 17
新井田川	B	イ	H26. 3. 4
日向川	A	ロ	S49. 4. 1
	生物 A	イ	H28. 3. 4
藤島川	A	イ	H13. 4. 17
荒瀬川	A	イ	H18. 3. 22
相沢川	A	イ	H19. 3. 30
豊川	A	イ	H31. 2. 22

《類型の分類》

- 「A」 水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの
- 「B」 水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの
- 「生物 A」 イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域である

《達成期間の分類》

- 「イ」 直ちに達成
- 「ロ」 5 年以内で可及的すみやかに達成
- 「ハ」 5 年を超える期間で可

②河川 BOD 平均値、75%値の推移

山形県では、公共用水域の測定計画に基づいて酒田市内 11 地点で調査を行っており、酒田市ではこれを補完するものとして 1 地点で調査を行っています。

BOD とは、水中にどの程度の微生物が生息しているかを示すもので、河川の汚染の程度を示す指標の一つになっています。

単位：mg/l

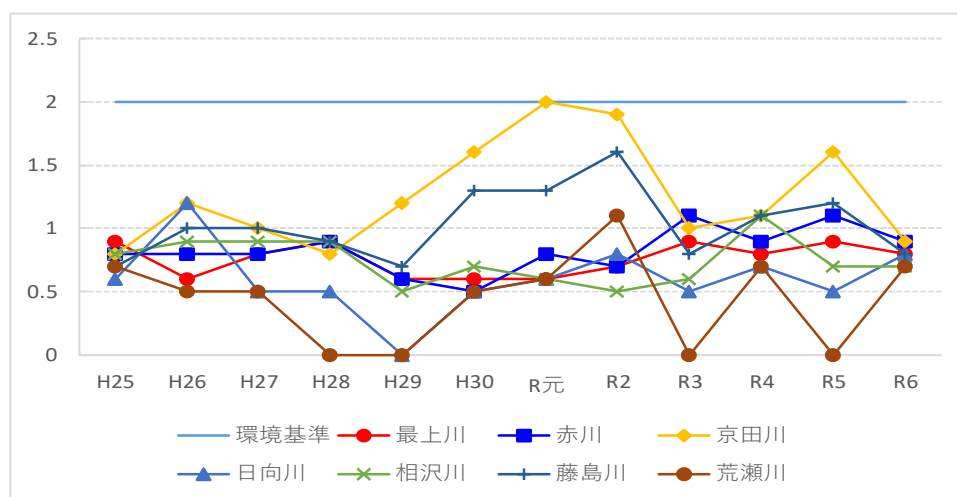
測定地点	最上川		赤川	京田川	京田川	新井田川	小牧川	豊川	日向川	相沢川	藤島川	荒瀬川
	両羽橋	砂越	新川橋	亀井橋	山田橋	浜田橋	中島橋	豊橋	日向橋	宝永橋	昭和橋	八幡橋
測定機関	国	国	国	県	市	県	県	県	県	県	県	県
H25	0.9	0.8	0.8	0.8	1.5	1.9	3.4	1.0	0.6	0.8	0.7	0.7
H26	0.6	0.6	0.8	1.2	1.3	1.6	2.9	0.8	1.2	0.9	1.0	0.5
H27	0.8	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	2.1	0.8	0.5	0.9	1.0	0.5
H28	0.9	1.0	0.9	0.8	1.9	1.3	1.7	0.9	0.5	0.9	0.9	<0.5
H29	0.6	0.7	0.6	1.2	1.1	1.4	1.6	1.0	<0.5	0.5	0.7	<0.5
H30	0.6	0.7	0.5	1.6	1.1	2.1	2.4	1.2	0.5	0.7	1.3	0.5
R 元	0.6	0.7	0.8	2.0	1.7	2.7	2.1	0.9	0.6	0.6	1.3	0.6
R2	0.7	0.8	0.7	1.9	1.6	4.5	2.6	1.9	0.8	0.5	1.6	1.1
R3	0.9	0.9	1.1	1.0	1.2	1.7	1.5	0.7	0.5	0.6	0.8	<0.5
R4	0.8	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	1.4	1.2	0.7	1.1	1.1	0.7
R5	0.9	1.1	1.1	1.6	1.3	1.6	1.7	1.1	0.5	0.7	1.2	<0.5
R6	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.7	1.2	1.3	0.8	0.7	0.8	0.7
環境基準	A 類型					B 類型	類型指定なし	A 類型				
	2 mg/ l 以下					3 mg/ l 以下		2 mg/ l 以下				

※平成 25 年度までは平均値、平成 26 年度以降は 75%値の数値を記載

※■は環境基準地点

図 4-8 環境基準地点（A 類型）での BOD 平均値、75%値の推移

（単位：mg/l）



※測定値が「<0.5」の場合、「0」で表示

【測定概要】

いずれも環境基準を達成しており、75%値の推移は、年度間で差はあるものの、水質に大きな変化はなく推移しています。

表 4-5 環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当河川
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以 下	25mg/1 以 下	7.5mg/1 以 上	20 CFU/100ml 以下	
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以 下	25mg/1 以 下	7.5mg/1 以 上	300 CFU/100ml 以下	最上川、赤川 日向川、京田川 藤島川、荒瀬川 相沢川、豊川
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以 下	25mg/1 以 下	5mg/1 以 上	100 CFU/100ml 以下	新井田川
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以 下	50mg/1 以 下	5mg/1 以 上		
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以 下	100mg/1 以 下	2mg/1 以 上		
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1 以 下	ごみ等の 浮遊物が 認められないこと	2mg/1 以 上		

（備考） 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

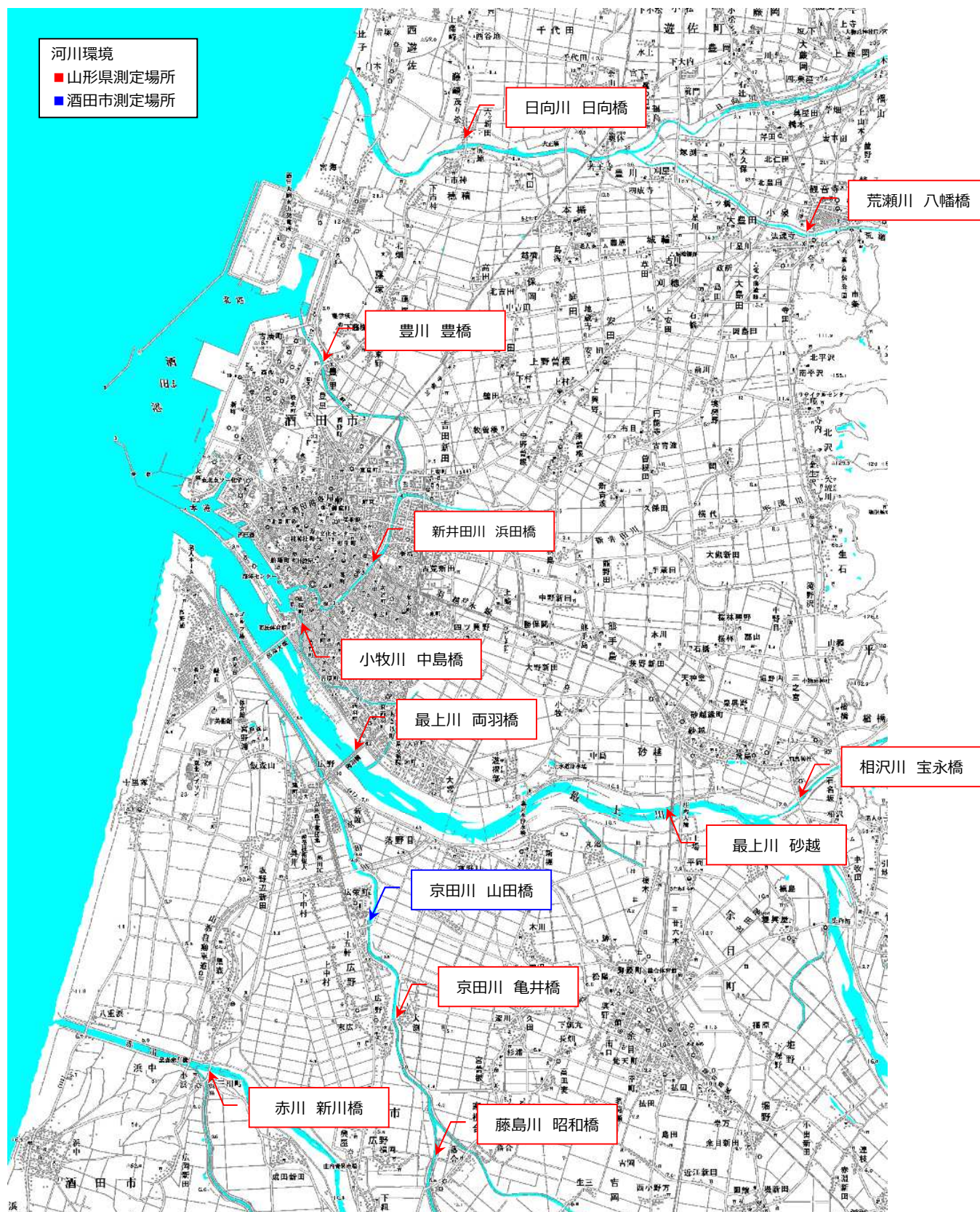
水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度



出典：「国土地理院発行 5万分の1 数値地図（宮城・山形）」任意に拡大したものであり、実際の縮尺とは異なります。

（３）海域水質

①類型指定

1977（昭和 52）年 3 月 11 日に酒田港本港地区水域、1983（昭和 58）年 3 月 11 日には酒田港外港地区及び北港地区水域について水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされています。（表 4-6）また、2018（平成 30）年 3 月 16 日には酒田港の第 1 区域及び第 4 区域の水域について、状況変化や調査結果に基づき、A 類型から B 類型に改正がなされています。

なお、酒田北港地区の開発に伴う公害を未然に防止するため、1973（昭和 48）年 4 月に酒田北港地域公害防止基本計画が策定され、維持基準が定められています。

表 4-6 海域の類型指定一覧

水域名	類型	達成期間	設定年月日
酒田港（第 1 区域）	B	イ	H30. 3. 16
酒田港（第 2 区域）	B	イ	S58. 3. 11
酒田港（第 3 区域）	B	ハ	S58. 3. 11
酒田港（第 4 区域）	B	イ	H30. 3. 16
酒田港（第 5 区域）	B	イ	S58. 3. 11

《 類型の分類 》

- 「A」 水道 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの
- 「B」 水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの

《 達成期間の分類 》

- 「イ」 直ちに達成
- 「ハ」 5 年を超える期間で可及的すみやかに達成

②海域 COD 平均値、75%値の推移

山形県では、公共用水域の測定計画に基づいて酒田港 10 地点で調査を行っています。

COD とは、湖沼や海域などの水の汚れの度合を示す指標です。水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表します。

単位：mg/l

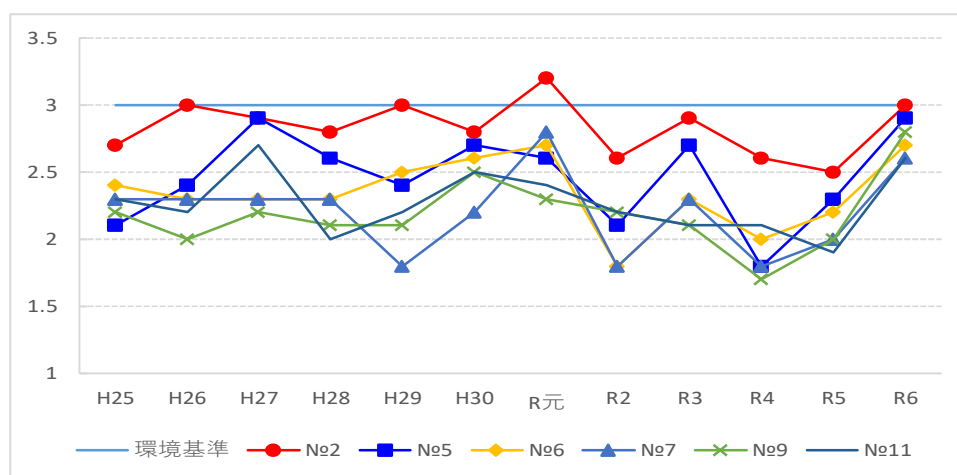
測定地点	酒田港 (第1区域)	酒田港 (第2区域)	酒田港 (第2区域)	酒田港 (第3区域)	酒田港 (第3区域)	酒田港 (第4区域)	酒田港 (第4区域)	酒田港 (第4区域)	酒田港 (第5区域)	酒田港 (酒田港)
	No.6	No.5	No.4	No.2	No.1	No.7	No.9	No.8	No.11	No.13
測定機関	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県
H25	2.4	2.1	2.4	2.7	3.0	2.3	2.2	2.2	2.3	1.8
H26	2.3	2.4	2.4	3.0	3.3	2.3	2.0	1.9	2.2	1.9
H27	2.3	2.9	1.9	2.9	3.0	2.3	2.2	2.4	2.7	1.7
H28	2.3	2.6	2.4	2.8	3.1	2.3	2.1	2.1	2.0	1.3
H29	2.5	2.4	1.6	3.0	3.9	1.8	2.1	2.1	2.2	1.4
H30	2.6	2.7	2.2	2.8	3.0	2.2	2.5	2.4	2.5	1.8
R 元	2.7	2.6	2.8	3.2	3.2	2.8	2.3	2.4	2.4	2.1
R2	1.8	2.1	1.8	2.6	2.8	1.8	2.2	2.1	2.2	1.2
R3	2.3	2.7	2.4	2.9	3.0	2.3	2.1	2.1	2.1	1.5
R4	2.0	1.8	2.1	2.6	3.4	1.8	1.7	1.7	2.1	1.9
R5	2.2	2.3	2.2	2.5	2.7	2.0	2.0	1.9	1.9	1.7
R6	2.7	2.9	2.8	3.0	3.1	2.6	2.8	2.3	2.6	2.1
環境基準	B類型									類型指
	3 mg/ l 以下									定なし

※平成 25 年度までは平均値、平成 26 年度以降は 75% 値の数値を記載

※■は環境基準地点

図 4-9 環境基準地点（B 類型）での COD 平均値、75% 値の推移

(単位：mg/l)



【測定概要】

近年はいずれも環境基準を達成しており、75% 値の推移は、年度間で差はあるものの、水質に大きな変化はなく推移しています。

表 4-7 環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)	
A	水道 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の 欄に掲げるも の	7.8 以上 8.3 以下	2mg/1 以 下	7.5mg/1 以 上	20 CFU/100ml 以下	検 出 さ れ ないこと	-
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/1 以 下	5mg/1 以 上	-	検 出 さ れ ないこと	第 1・ 2・3・4・ 5 区域
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/1 以 下	2mg/1 以 上	-	-	-

（備考）水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産 2 級の水産生物用

水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度

表 4-8 酒田北港地域公害防止基本計画に基づく維持基準

項目	維持基準
水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/1 以下
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/1
大腸菌群数	1,000MPN/100m l
n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと
温度	酒田港湾水域から同水域外に流出する温排水の温度は酒田港湾水域以外の海域における測定水温の平均値±平均偏差の値の範囲内とする。

（注）この維持基準は温度を除き環境基準の A 類型に相当する。

(参考) 生活排水処理施設 整備状況 (令和7年3月31日現在)

			公共下水道計	農集排水処理区	簡易排水 (柏谷沢)	合併処理 浄化槽	酒田市全 体
	酒田市公 共下水道	酒田市流 域関連公 共下水道					
	単独公共 下水道	庄内処理 区					
行政区域内人口（人）	93,102						
計画処理区域面積 (ha)	2,022.87	721.80	2,744.67	1,080.40	1.00	集合処理 区域以外 全て	3,826.07
計画人口（人）	58,760	14,740	73,500	21,350	50	5,773	101,533
整備面積（ha）	1,902.44	642.45	2,544.89	1,080.40	1.00		3,623.08
処理区域面積（ha）	1,902.44	642.25	2,544.89	1,080.40	1.00		3,623.08
処理区域内人口（人）	60,319	14,577	74,896	13,831	4	3,086	93,684
処理区域内世帯数 （世帯）	28,662	6,453	35,115	5,320	2	1,194	41,840
水洗化人口（人）	56,296	12,540	68,836	12,524	2	2,995	85,725
水洗化世帯数（世帯）	26,493	5,389	31,882	4,697	1	1,155	37,754
水洗化率（％）	93.3	86.0	91.9	90.6	50.0	97.1	91.9
普及率（％）	64.8	15.7	80.4	14.9	0.0	3.3	98.6
計画区域内普及率 （％）	99.8	98.8	99.6	100.0	100.0	75.7	98.6

資料：酒田市

5. 生活環境に関するデータ

市に寄せられ公害及び生活環境に関する苦情相談内容と自動車騒音測定の結果、大型獣類の目撃件数、主に市が主催する地域美化活動に関するデータとなります。

公害苦情等については、典型7公害とそれ以外の苦情相談（愛護動物の飼養、野良猫、野鳥など）、油流出事故の区分で取りまとめています。

（１）公害苦情等

①公害苦情等処理件数の推移

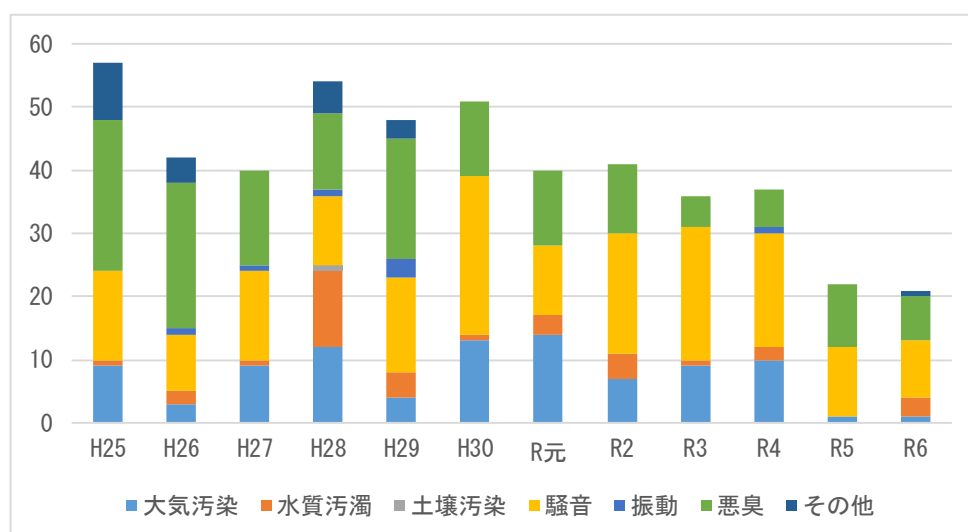
単位：件

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
典型 7 公 害	大気汚染	9	3	9	12	4	13	14	7	9	10	1	1
	水質汚濁	1	2	1	12	4	1	3	4	1	2	0	3
	土壌汚染	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒 音	14	9	14	11	15	25	11	19	21	18	11	9
	振 動	0	1	1	1	3	0	0	0	0	1	0	0
	悪 臭	24	23	15	12	19	12	12	11	5	6	10	7
	計	48	38	40	49	45	51	40	41	36	37	22	20
そ の 他	害虫発生	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	空地管理	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	7	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1
合計		57	42	40	54	48	51	40	41	36	37	22	21

※典型7公害のうち、地盤沈下については、発生していないため項目はない。

図 5-1 公害苦情等処理件数

(単位：件)



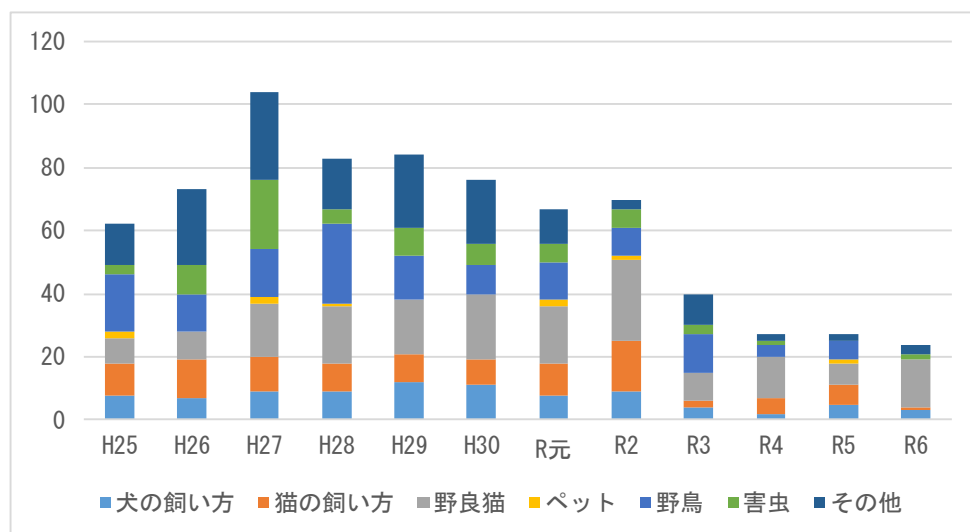
②公害以外の相談件数の推移

単位：件

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
公害以外	犬の飼い方 (騒音を除く)	8	7	9	9	12	11	8	9	4	2	5	3
	猫の飼い方	10	12	11	9	9	8	10	16	2	5	6	1
	野良猫関係	8	9	17	18	17	21	18	26	9	13	17	15
	ペット関係 (犬猫以外)	2	0	2	1	0	0	2	1	0	0	1	0
	野鳥関係	18	12	15	25	14	9	12	9	12	4	6	0
	害虫関係	3	9	22	5	9	7	6	6	3	1	0	2
	その他	13	24	28	16	23	20	11	3	10	2	2	3
	計	62	73	104	83	84	76	67	70	40	27	37	24
油流出事故		39	27	21	7	13	26	24	33	15	16	19	10
合計		101	100	125	90	97	102	91	103	55	43	56	34

図 5-2 公害以外の相談件数

(単位：件)



【2024（令和6）年度の状況】

公害等苦情と環境関係の相談の総件数（油流出事故を除く）は45件でした。そのうち公害等の苦情は21件と、前年度と比較してもほぼ同程度となっています。

典型7公害を種類別に見ると、①騒音9件、②悪臭7件、③水質汚濁3件となっています。事業所の作業音や家庭の生活騒音、野焼きや焼却炉の煙などが主な原因です。

公害苦情以外の相談については、①野良猫関係15件、②犬の飼い方（騒音を除く）3件、③害虫2件となっています。

一方、油流出事故は減少傾向にあるものの、10件程度で推移しています。

(2) 騒音・振動

騒音や振動の苦情は、各種の公害のなかでも日常生活に最も関係が深く、そのために発生源も多種多様となっています。

環境基本法第16条で、生活環境を保全し、人の健康を保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、騒音にかかる環境基準（表 5-2）が定められており、自動車からの騒音や振動の限度の基準を定める自動車交通騒音要請限度（道路交通振動限度値）については（表 5-3）のとおり定められています。

騒音・振動規制法及び県生活環境の保全等に関する条例では、指定地域内において特定施設を設置する場合、規制基準（表 5-4、表 5-5）が設けられており、特定施設を設置又は変更する場合は、市町村長に対し事前に届け出るよう義務付けられています。

また、建設工事として行われる作業のうち、指定地域内において特定の建設作業を行う場合にも、規制基準（表 5-6、表 5-7）が設けられており、市町村長に対し事前に届け出るよう義務付けられています。

工場や建設現場以外からの騒音対策として、県生活環境の保全等に関する条例では、指定地域内の飲食店営業等から発生するカラオケなどの営業騒音について、深夜での音量を制限するとともに住居地域などでのカラオケ装置等の使用を制限しています。また、拡声機騒音についても、商業宣伝放送に係る音量等が制限されています。

（参考）騒音レベルと音の大きさの目安

騒音レベル	音の大きさの目安
120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100 dB	電車が通るときのガード下
90 dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 dB	地下鉄の車内
70 dB	電話のベル、騒々しい街中
60 dB	静かな自動車、普通の会話
50 dB	静かな事務所
40 dB	図書館
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
20 dB	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音（前方1m）

音を出す際は、
周囲に十分
配慮しましょう。



①自動車交通騒音の状況

ア) 環境基準適合状況

単位：％

年度	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
H25	100.0	0.0	0.0	0.0
H26	100.0	0.0	0.0	0.0
H27	97.5	0.0	0.9	1.6
H28	97.5	0.0	0.8	1.7
H29	99.3	0.0	0.4	0.3
H30	99.3	0.0	0.4	0.3
R 元	99.7	0.0	0.2	0.1
R2	99.7	0.0	0.2	0.1
R3	99.8	0.0	0.1	0.1
R4	99.8	0.0	0.1	0.1
R5	99.9	0.0	0.1	0.1
R6	99.5	0.0	0.3	0.1

表 5-1 自動車騒音測定結果（2023（令和 5）年度）

区 分		評価区 間延長 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果(全体)				
				住宅等戸数 A+B+C+D	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超 過
				(戸)	A (戸)	B (戸)	C (戸)	D (戸)
酒田市	全 体 (%)	36.7	43	4,156 (100)	4,151 (99.9)	0 (0.0)	4 (0.1)	1 (0.1)
	一般国道 (%)	18.7	22	1,459 (100)	1,454 (99.7)	0 (0.0)	4 (0.3)	1 (0.1)
	県 道 (%)	18.0	21	2,697 (100)	2,697 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
全 国	全 体 (%)	69,463	44,928	9,519.2(千) (100)	9,043.9(千) (95.0)	207.8(千) (2.2)	33.2(千) (0.3)	234.2(千) (2.5)

※全国の数値は「令和 5 年度自動車交通騒音の状況について」(R7. 3. 11 報道発表) (環境省) より抜粋

※構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも 100% とならない場合がある。

【測定概要】

自動車交通騒音は、概ね良好な状態にあるといえます。ほぼ環境基準を満たしている状況が継続しています。

表 5-2 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル) 単位：dB

地域 類型	あてはめ地域	一般地域		道路に面する地域		
		時間の区分		道路規模等	時間の区分	
		昼間 6 時～ 22 時	夜間 22 時～ 6 時		昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
AA	療養施設、社会福祉施設等 が集合して設置される地域 など特に静穏を要する地域	50 以下	40 以下			
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	55 以下	45 以下			
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域			幹線に近接	70 以下	65 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	55 以下	45 以下	2 車線以上	65 以下	60 以下
	幹線に近接			70 以下	65 以下	
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	2 車線以上	65 以下	60 以下
	幹線に近接			70 以下	65 以下	

(注) 1 上表は航空機騒音・鉄道騒音・建設作業騒音には適用しない。

2 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分いう。

3 「幹線」とは高速自動車国道、国道、県道、自動車専用道路、4 車線以上の市道をいう。

「近隣」とは 2 車線以下の道路については道路端から 15 メートル、2 車線を越える道路については道路端から 20 メートルに特定された範囲をいう。

表 5-3 騒音規制法に基づく自動車交通騒音要請限度

(等価騒音レベル) 単位：dB

地域 類型	あてはめ地域	道路規模等	時間の区分	
		車線	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線	65	55
		2 車線以上	70	65
		幹線に近接	75	70
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線	65	55
		2 車線以上	75	70
		幹線に近接		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 幹線に近接	75	70

表 5-4 振動規制法に基づく道路交通振動限度値

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		8 時 ～ 19 時	19 時 ～ 翌 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 dB	65 dB

②特定工場・特定施設、特定建設作業の状況（令和6年度末）

ア) 騒音・振動規制法に基づく特定工場及び特定施設数

単位：件

	特定工場等実数		特定施設総数	
	騒音	振動	騒音	振動
金 属 加 工 機 械	26	20	123	138
空 気 圧 縮 機 等	84	56	473	154
土 石 用 破 砕 機 等	3	4	15	14
建 設 用 資 材 製 造 機 械	1	－	3	－
木 材 加 工 機 械	12	4	58	5
印 刷 機 械	7	4	45	11
鋳 型 造 型 機	－	1	1	11
合 計	133	89	718	333

イ) 県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場及び特定施設数

単位：件

	特定工場等実数		特定施設総数	
	騒音	振動	騒音	振動
金 属 加 工 機 械	5		55	
空 気 圧 縮 機 等	41		126	
織 維 機 械	5		226	
建 設 用 資 材 製 造 機 械	2	2	3	2
穀 物 用 製 粉 機	1		1	
石 材 加 工 機 械	2		5	
起 重 機 械	2		17	
合 計	58	2	433	2

表 5-4 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：dB

区域の区分 \ 時間の区分		朝	昼間	夕	夜間
		6 時～8 時	8 時～19 時	19 時～21 時	21 時～6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	50	45	45
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
第 4 種区域	工業地域	65	70	65	55

表 5-5 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

区域の区分 \ 時間の区分		昼間	夜間
		8 時 ～ 19 時	19 時 ～ 翌 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60	55
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

ウ) 騒音規制法に基づく特定建設作業届出件数

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
コンクリートプラント等を 設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バックホウ、トラクターショベル 及びブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	1	3	2	2	0	0
合 計	1	1	0	1	0	0	2	3	5	3	2	1

エ) 振動規制法に基づく特定建設作業届出件数

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装板破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	0	0	1	1	1	0	1	3	4	3	2	1
合 計	0	0	1	1	1	0	1	3	7	3	2	1

オ) 山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
試すい機、さく井機を使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
路面切断機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ディーゼル機関又は ガソリン機関を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 5-6 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業種類		規制項目	基準値		作業禁止時間		最大作業時間数		最大連続作業日数		作業禁止日	
		区域区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
騒音規制法	くい打・くい抜機等作業		85 dB	19時	22時	10時間/日	14時間/日	6日	日曜日及び休日			
	びょう打機作業											
	さく岩機作業											
	空気圧縮機作業											
	コンクリートプラント等作業											
	バックホウ作業											
	トラクターショベル作業											
	ブルドーザー作業											
県条例	試すい機等作業		85 dB	19時	22時	10時間/日	14時間/日	6日	日曜日及び休日			
	路面切断機作業											
	ディーゼル機関等作業											

表 5-7 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

作業種類		規制項目	基準値		作業禁止時間		最大作業時間数		最大連続作業日数		作業禁止日	
		区域区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
振動規制法	くい打・くい抜機等作業		75 dB		19時 5 翌 7時	22時 5 翌 6時	10時間/日	14時間/日	6日		日曜日 及び休日	
	鋼球作業											
	舗装版破砕機作業											
	ブレーカー作業											

(注) 1 基準値（騒音の大きさ）は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。

2 1号区域及び2号区域とはそれぞれ次のとおりである。

(1) 1号区域

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

イ 工業地域のうち、学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地境界から80mまでの区域

(2) 2号区域

工業地域のうち前号に掲げる区域以外の区域

※上記のほか「山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく飲食店深夜営業等に係る騒音に関する基準」、「山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声器を用いる商業宣伝に関する基準」がある。

(参考) その他騒音に関する基準

○環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	Lden 57dB 以下
II	Lden 62dB 以下

(注) I をあてはめる地域は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域とする。II をあてはめる地域は、I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく飲食店深夜営業等に係る騒音に関する基準

区域の区分	規制項目	音量基準	音響機器の使用制限
	時間区分	22 時 ～ 翌 6 時まで	23 時 ～ 翌 6 時まで
第1種区域・第2種区域		45 dB	カラオケ装置 ジュークボックス
第3種区域・第4種区域		55 dB	

(注) 第1種・第2種区域は23時から翌6時までの間はカラオケ、ジュークボックスを使用してはならない。ただし、これらの音響機器から発する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りではない。

○山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機を用いる商業宣伝に関する基準

拡声機の使用状況	規 制 の 内 容	
航空機による 商業宣伝放送	禁 止	
店頭、街頭、自動車等 に設置するなどして 使用する商業宣伝放送	1 指定地域のうち、病院等施設の敷地の周囲 50 m の区域において禁止。 2 指定地域のうち、1 以外の区域においては次の基準を遵守すること。 (1) 19 時から翌 8 時までの間においては、使用しないこと。 (2) 区域の区分に応じ、次の表に定める基準を超えないものであること。	
	住居系区域 (第1種・第2種区域)	55 dB
	商工業系区域 (第3種・第4種区域)	70 dB

（３）悪臭

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。一般的に、「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。また、においは個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人には良いにおいとして感じられても、他の人には悪臭に感じるということもあります。

悪臭防止法では、事業活動に伴って工場や事業場から出される悪臭を規制しています。規制の対象となるのは規制地域内のすべての工場・事業場で、規制方法としては特定悪臭物質（22 物質）の濃度による規制と、臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）による規制（表 5-8）の 2 つがあります。

具体的な規制基準と規制地域については、平成 24 年度より酒田市で設定しており、工業専用地域を除く都市計画区域を悪臭防止法の規制地域に指定しています。また、人の嗅覚を利用して悪臭を感覚的にとらえて評価する「三点比較式臭袋法（嗅覚測定法）」を採用しており、臭気指数の規制基準により工場・事業場等の指導をしています。

表 5-8 悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準

○工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
臭気指数	12	15	19

（注）区域の区分は、次のとおりである。

A 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B 区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C 区域：用途地域のうち、工業地域の区域

○工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

工場等の敷地境界線の地表における規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に規定する方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

（注）2 号基準については環境省ホームページ掲載の「よくわかる臭気指数規制 2 号基準」や「においシミュレーター（臭気指数規制第 2 号基準算定ソフト）」等を参照。

○排水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準（排水中の濃度の許容限度）

工場等の敷地境界線の地表における規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に規定する方法により算出した臭気指数とする。

■基準適用範囲のイメージ



※悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準「工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）」、「工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準」等については同法を参照のこと。

表 5-9 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準

工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）

区域の区分		A 区域	B 区域	C 区域
特定悪臭物質				
1 アンモニア	(ppm)	1	2	5
2 メチルメルカプタン	(ppm)	0.002	0.004	0.01
3 硫化水素	(ppm)	0.02	0.06	0.2
4 硫化メチル	(ppm)	0.01	0.05	0.2
5 二硫化メチル	(ppm)	0.009	0.03	0.1
6 トリメチルアミン	(ppm)	0.005	0.02	0.07
7 アセチアルデヒド	(ppm)	0.05	0.1	0.5
8 プロピオンアルデヒド	(ppm)	0.05	0.1	0.5
9 ノルマルブチルアルデヒド	(ppm)	0.009	0.03	0.08
10 イソブチルアルデヒド	(ppm)	0.02	0.07	0.2
11 ノルマルバレルアルデヒド	(ppm)	0.009	0.02	0.05
12 イソバレルアルデヒド	(ppm)	0.003	0.006	0.01
13 イソブタノール	(ppm)	0.9	4	20
14 酢酸エチル	(ppm)	3	7	20
15 メチルイソブチルケトン	(ppm)	1	3	6
16 トルエン	(ppm)	10	30	60
17 スチレン	(ppm)	0.4	0.8	2
18 キシレン	(ppm)	1	2	5
19 プロピオン酸	(ppm)	0.03	0.07	0.2
20 ノルマル酪酸	(ppm)	0.001	0.002	0.006
21 ノルマル吉草酸	(ppm)	0.0009	0.002	0.004
22 イソ吉草酸	(ppm)	0.001	0.004	0.01

（注）区域の区分は、次のとおりである。

A 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B 区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C 区域：用途地域のうち、工業地域の区域

表 5-10 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

排水水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準

(排水水中の濃度の許容限度)

特定悪臭物質	事業場から敷地外に 排出される排水水の量	区域の区分		
		A 区域	B 区域	C 区域
1 メチルメルカプタン (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /s を越える場合	0.002	0.003	0.007
2 硫化水素 (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /s を越える場合	0.005	0.02	0.05
3 硫化メチル (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /s を越える場合	0.01	0.07	0.3
4 二硫化メチル (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /s を越える場合	0.03	0.09	0.3

(注) 区域の区分は、次のとおりである。

A 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B 区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C 区域：用途地域のうち、工業地域の区域

（４）発生源監視

市民の健康と生活環境を保全することを目的とした公害防止（環境保全）協定を、市と締結している事業者に対し、立入調査を実施して協定の遵守状況を監視しています。

①水質汚濁発生源立入調査

協定を締結している３事業者（４工場）に対し、排水についての立入調査を年１～２回実施しています。令和６年度における立入調査の結果、いずれの事業者においても協定を遵守していることを確認しました。

企業等名	調査項目	立入回数
イーグル工業㈱	pH、BOD、SS、油分、溶解性鉄、亜鉛、総クロム、シアン、六価クロム	2
㈱アライドマテリアル第一工場	pH、BOD、SS、油分、フッ素、亜鉛、銅、シアン	2
㈱アライドマテリアル第二工場	pH、BOD、SS、油分、フッ素、亜鉛、銅、シアン、ニッケル、モリブデン	2
(社)山形県系統豚普及センター	pH、BOD、SS、油分、大腸菌群数	1

※pH：水素イオン濃度指数、BOD：生物化学的酸素要求量、SS：浮遊物質

②悪臭発生源立入調査

市が覚書の立会人となっている１事業者に対し、悪臭についての立入調査を年１回実施しています。令和６年度における立入調査の結果、協定を遵守していることを確認しました。

企業等名	調査項目	立入回数
㈱グリーンシステム（敷地境界２地点）	悪臭（嗅覚測定/臭気指数）	1

（５）地域の美化活動

①まちをきれいにする運動の参加状況

【活動の概要】環境美化運動をととして地域への愛着や地域防犯力の向上を図るため、毎年、市街地地域において、市民、事業所の皆さんと協力して、道路や側溝、公園などの清掃を実施しています。

単位：人

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
酒田								
春季	7,533	7,736	7,408	—	6,726	6,384	6,691	6,722
秋季	6,409	7,068	6,324	6,105	—	5,527	4,651	5,193
小計	13,942	14,804	13,732	6,105	6,726	11,911	11,342	11,915
平田								
春季	1,589	1,486	1,441	1,047	1,384	1,561	1,471	1,449
秋季	1,439	1,438	1,456	1,498	1,362	1,424	1,237	1,336
小計	3,028	2,924	2,897	2,545	2,746	2,985	2,708	2,785
春季	9,122	9,222	8,849	1,047	8,110	7,945	8,162	8,171
秋季	7,848	8,506	7,780	7,603	1,362	6,951	5,888	6,529
合計	16,970	17,728	16,629	8,650	9,472	14,896	14,050	14,700

②きれいな川で住みよいふるさと運動の参加状況

【活動の概要】河川・海岸愛護に対する県民意識の醸成と、美しく快適で豊かな県土づくりを目的に、県民、自治体、関係団体の積極的な参加と協力のもと、1977（昭和52）年から行われてきた活動です。県民河川・海岸愛護デーを設定し、県民の参加を得て、河川敷及び海浜地の清掃、空き缶やゴミの収集、除草作業、草花の植栽などの愛護活動を実施しています。

単位：人

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1回目								
酒田	420	373	513	—	391	358	332	340
八幡	1,380	1,327	1,330	—	1,760	1,760	1,700	1,300
松山	50	50	50	—	94	120	120	120
平田	612	515	474	—	467	407	451	374
小計	2,462	2,265	2,367	—	2,712	2,645	2,603	2,134
2回目								
酒田	130	155	—	163	—	—	—	—
平田	—	—	35	82	—	—	—	25
小計	130	155	35	245	—	—	—	25
合計	2,592	2,420	2,402	245	2,712	2,645	2,603	2,159

（６）大型獣類の状況

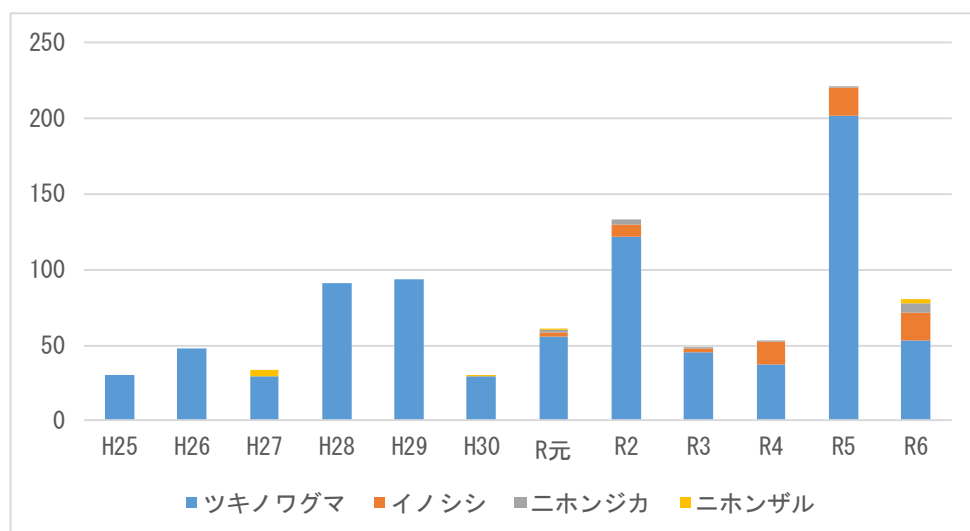
単位：件

目撃別	ツキノワグマ	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル
H25	30			
H26	48			
H27	29			5
H28	91			
H29	94			
H30	29			1
R 元	56	2	2	1
R2	122	8	3	
R3	45	3	1	
R4	37	15	1	
R5	202	18	1	
R6	53	19	2	2

※大型獣類：法律上の明確な定義はないが、一般的に人間や農作物に被害を与える可能性のある、大型で危険性の高い哺乳類を指す。

図 5-3 大型獣類の目撃件数

(単位：件)



【2024（令和6）年度の状況】

ツキノワグマについては、隔年で増減はあるものの近年増加傾向にあります。イノシシについては、2018（平成30）年以降、毎年目撃され、増加傾向にあります。

生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、許可を受けて、野生鳥獣を捕獲することが認められています。この権限は、環境大臣や都道府県知事にありますが、山形県においては、許可権限の一部が市町村に移譲されており、一部の鳥獣の捕獲については酒田市長が許可しています。

令和 7 年度 酒田市環境報告書（令和 6 年度実績）

令和 7 年 10 月発行

編集・発行 酒田市市民部環境衛生課
〒998-0104 山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地
TEL:0234-31-0933 FAX:0234-31-0932
E-mail:kankyo@city.sakata.lg.jp